

令和7年第3回津南町議会定例会会議録

(9月4日)

招集告示年月日		令和7年8月28日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年9月4日 午前10時00分			閉会	令和7年9月12日 午前10時53分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長	藤ノ木稔	○	教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田昌	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	3番	村山郁夫		8番	石田タマエ		

〔付議事件〕

(9月4日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 一般質問

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和7年第3回津南町議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、3番、村山郁夫議員、8番、石田タマエ議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 議会運営委員会の報告

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の運営について議会運営委員会を開いておりますので、議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（吉野 徹）

去る8月29日、議会運営委員会を開催しております。第3回定例会の会期につきまして審議させていただきました。

今回の会期につきましては、9月4日から9月12日までとさせていただきます。

今回、一般質問者は10名であります。本日は、一般質問者5名の皆様方から一般質問を行っていただきます。明日、9月5日、残りの一般質問者5名の方からやっていただきます。9月6日、7日は休会とさせていただきます。9月8日月曜日は、議案審議13件でありますけれども、そして、決算説明8件であります。そして、町長の概要説明まで行っていただきます。9月9日、合同常任委員会を行います。9月10日、合同常任委員会を行います。9月11日は休会とさせていただきます。最終日、9月12日、決算審議、そして、発議案1件までやっていただきまして、今回の会期は終了であります。

どうぞよろしくお願いたします。

日 程 第 3 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの九日間としたいと思
います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの九日間と決定いたしました。

日 程 第 4 諸般の報告

議長（恩田 稔）

諸般の報告を行います。

本日まで受理した要請は、お手元に配布した写しのとおりです。

次に、地方自治法第199条の規定により、定期監査の監査報告書が、お手元に配布した
とおり提出されましたので報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お
手元に配布したとおり提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日 程 第 5 一般質問

議長（恩田 稔）

一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は、1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は、一議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可
いたします。質問、答弁は、簡潔明瞭にお願いします。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

6番、筒井秀樹です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1. 一つ目の質問です。継業バンク事業についてです。人口減少は危機的状況であり、移住・定住施策の一つである継業バンク事業の成果と今後の見通しを問います。併せて、起業したくなる町の魅力づくりは考えておられますか。
 2. 二番目の質問です。行政のデジタル化についてです。行政データの更なるデジタル化は必要ではないでしょうか。緊急時、どこにいても滞りなく行政サービスを提供できれば、巨大庁舎も不要で職員の働き方も変わります。大手企業では、会議のオンライン化や事務所類等のデジタル化が進み、自宅での勤務も可能となっています。災害の際や、この夏のような設備の故障等に対応するためにも、臨時的に課ごとに移動し、文化センターの一室などでも勤務できるような体制も必要になってくるのではないのでしょうか。
 3. 三番目の質問です。マイクロ水力発電についてです。豊富な水資源が魅力となっている津南町ですが、まだまだ活用の余地はあると思います。今後の取組はお考えでしょうか。例えば、水道事業の既存設備の中でも設置できるマイクロ水力発電や、農業用水を利用したマイクロ水力発電の普及など、町の資源活用として取り組んではいかがでしょうか。
- 壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

6番、筒井秀樹議員にお答えいたします。

大きな1点目、「継業バンク事業の成果と今後の見通し及び起業したくなる町の魅力づくり」についてお答えいたします。

継業バンクに関しましては、新潟県内で最も早くオープンネームの継業マッチングを開始したことから、県内の先進事例として、現在はオープンネーム継業マッチングを始めている、新潟産業創造機構内にある新潟県事業承継・引継ぎ支援センター様と連携しながら事業を進めてきました。事業承継のための地域おこし協力隊員を昨年7月に採用し、積極的に町内の事業主を訪問いただきました。訪問件数は50件以上となっています。昨年9月に商工会会員や農業法人334件に対してアンケート調査を実施し、個人事業主を含む117事業所より回答を得ました。今年4月までに、継業バンクに興味があると回答した事業所や訪問活動のなかで事業承継ニーズをお持ちと感じた21事業所にヒアリングを実施し、うち継業バンクのホームページに掲載に至ったのは7件となりました。この7件の掲載に対し、町外から17件の問合せがありましたが、継業が実現したのは1件です。4月以降も活動実績は増えておりますが、現在、事業承継に向けて交渉中は2件です。

現在の地域おこし協力隊員は11月で退任する予定ですが、新たな隊員の採用に向けて現在調整をしております。新しい地域おこし協力隊からも今までの活動をしっかり引き継いでいただき、更なる実績を積み上げていただけるよう支援を進めてまいります。また、県内の大学とも連携して、どのような取組が可能か研究していきたいと考えています。

町商工会では、親族承継若しくは従業員承継へのセミナーを開催し、円滑な承継を支援

しているほか、廃業を考えている事業者にはM&Aを含めた事業承継アドバイスをを行っています。継業バンクは第三者承継を担っているわけですが、今後も町商工会と継業バンクで連携して事業承継を進めてまいります。

起業が活発な町への施策とは、継業支援とは別のスキームが必要と考えます。一般的には、資金調達の円滑化であったり、経営サポートの充実、起業家と住民とのコミュニティの形成、起業家教育などソフト面の充実、ワーケーション促進などでの人材の呼び込みのほか、チャレンジショップなどのハード面の整備が考えられます。町では、「町でやろう、希望をつくろう、よくしよう」、そんな気概を持った人材の呼び込みを行い、その方が町の課題解決に活躍できる環境づくりを着実につくってまいります。

なお、今年5月に津南町創業支援等事業計画を策定申請し、6月に国の承認をいただきました。この計画により、起業しようとする方が所定の講習を受講するなどを条件とし、町が認定すると、有利な借入れや減税が受けられるようになります。引き続き、起業しようとする方にしっかりサポートしてまいります。

大きな2点目、「行政のデジタル化、緊急時でも滞りなく行政サービスを提供できる公務員の自宅勤務、テレワーク導入等」についてお答えいたします。

少子高齢化による人材不足や社会のデジタル化の進展、さらには予期せぬ大規模災害や感染症といった様々な危険性が高まるなか、行政にも時代の趨勢やリスク回避に向けた対応が今求められております。そうしたなか、町でも行政データのデジタル化に取り組むとともに、職員の意識改革や、そのための研修等の実施、併せてデジタル機器等の環境整備に努めてまいりました。その結果、コロナ禍以降、行政業務遂行に必要な外部との会議や打合せもオンライン化が定着し、事務量の負担軽減や業務の効率化が図られてきております。

さて、大規模災害や感染症拡大といった緊急事態において、職員の自宅勤務、業務場所移転が必要との議員の御提案ですが、私もそのように認識をしております。緊急時でも止まらない行政機能の構築、町民の暮らしと安全・安心を守る行政サービスの継続は必要不可欠と考えます。特に、大規模な地震発生時やコロナ禍のように職員の出勤が困難な場合、庁舎が被災したとしても、職員が自宅や他の公共施設等安全な場所で業務を遂行できるようになれば、行政サービスの中断を最小限に抑えることができます。

一方、このような行政における自宅勤務、テレワーク導入等については課題も残っております。特に、個人情報保護は重要な課題であります。御承知のとおり、行政が担う情報には、住民の個人情報や機密性の高いデータが含まれております。この取扱いには最大限の注意を必要としております。特に、資料やパソコン等の持出しをセキュリティの観点から禁止すると、テレワーク自体の遂行が困難となります。また、業務によっては、住民との対面対応がどうしても必要な窓口・相談業務や、現場での立合い等が必要な場合もあることから、自宅のみでの勤務が難しいケースも考えられます。このほか、新規採用や異動直後の職員など、特別に配慮が必要な職員対応も必要です。事務的には、就労規則や関連条例の見直しが必要となるほか、テレワーク導入に係る運営コスト等の費用、財政負担の課題等についても併せて検討する必要があると考えております。

大きな3点目、「マイクロ水力発電など、町の豊富な水資源を活用した、今後の再生可能エネルギーの取組」についてお答えいたします。

町では、町の特徴的な地形である河岸段丘の落差と豊富な水を活用した地域特有の自然エネルギーとして、また、脱炭素社会の構築に向けた取組の一つとして、小水力発電施設を整備するとともに、民間事業者の設備導入についても協力、支援をしてまいりました。これまでの実績では、平成27年に町が設置した雑水山第2発電所や、信濃川水系中津川で令和2年5月から運転を開始した民間事業者による発電所があります。今後の新規取組としては、民間事業者3社が黒滝沢川ほか5か所での発電を予定しております。

議員御提案の水道事業や農業用水を活用したマイクロ水力発電ですが、参考資料も併せて拝読させていただきました。スイス・オーストリアの取組では、既存の飲料水供給システムである水道管の途中に小型タービンを設置し、既存インフラを活用しコストを抑え、水道施設のポンプ動力に利用し、運営コスト削減に努めているとの御示唆でありました。加えて、ドイツの取組では、これまで利用が困難とされてきた1m以下の超低落差でも発電可能な特殊な渦流式水車など、新たな水車の可能性についても示唆に富む御提言がございました。政府は昨年2月に、中小水力発電の導入促進に向けた手引きを発表するなど、その導入を促進しております。このような流れのなか、経済性や人手不足、工事費、設備等の物価高騰、気候変動等による不確実性等の課題、費用対効果も見るなかで、今後、既存の農業用水路等を活用した小水力発電に加え、町ならではの地形、水資源、既存インフラなどの特性を更に生かし、加えて、魚類など生態系や景観・環境に配慮した再生可能エネルギー導入の可能性について研究を進めてまいります。

以上です。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

継業バンク事業について、再質問させていただきます。

この地で事業を継続するためには、現存する事業者が町の魅力を把握して、「津南町は良い所ですよ。」と、次を継ぐ事業者も事業を継続できるような、成功する未来を見られるかに掛かっていると思いますが、継業してみようと思う事業者に対して、きちんと津南町の魅力を伝えて、成功する未来をイメージできる努力はしているのか、そして、マッチングはどのようにしているのか、教えてください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

継業バンクのサイトを見ていただくと分かるのですがけれども、継業バンクのサイトの中では、津南町の将来性であるとか、可能性とかというところを中心にやっているというよりは、どちらかというところ、今まで地域を守ってきていただいた事業者の方々のお話であるとか、これまでの立上げに苦労した話とか、こういったところを中心に御紹介をさせていただいています。ですので、継業バンクに応募しようとする方々というのは、どちらかというところ、今まで事

業を紡いできた方々の思いを引き継いで継業をやってみようかという決意になっているというかたちでございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

確かに思いは大切なのですが、次に、事業を渡す側の努力も必要なのではないかと思っています。東京都でも2030年以降は人口減少の予測が出ています。そうになると、市場の縮小は避けては通れない状況です。どこの地域でも。最低限の市場確保として、既存事業者の顧客情報や取引業者等の情報をどう引き継ぐか、継業バンク事業のなかではお考えになっているでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

顧客情報に関しましては、大切な経営資源の一つだと思っております。ですので、当然、これまでの事業者の方々の思いを引き継ぐ方への引継ぎのなかで、こういった顧客情報も当然に引き渡されていくものということで、そのように地域おこし協力隊のほうでもアドバイスをさせていただいております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

私も事業をしていたのですが、なかなか顧客情報のデータベースは作るのがすごく大変なのです。例えば、顧客情報や取引企業のデータベース化ができていれば、引継ぎもとてもスムーズです。昔のような紙の媒体や勘ピューターみたいな記憶だけの管理では検索もできませんし、戦略もなかなか難しいです。引き継ぐ側にも、アプローチできるよう顧客情報が少しでもあれば、ゼロからの事業ではないため、当面の収益性の確保にもなり、経営の安定化が図れると思いますが、継業バンクの取り継ぎの際に指導されておりますか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

事業者の方が継続しようという場合には、しよと決意されたときには、そのように継業に向けて準備活動に入ります。これはいろんな事業者の方の中で、そういった活動をされている方は分かると思うのですが、本当にいろんな準備をしなければならなくて時間も

掛かる。そのなかで、そういった顧客情報や取引企業さん等のデータベースというか、そういった情報に関しては、従来のやり方でやっていたものを引き継げるようなかたちに、当然に指導をしていくかたちになるわけなのですけれども、そこでコンピュータ化できるかどうかというのはケースバイケースかなというふうに考えておりますので、なるべくこういったスムーズな引き継ぎができるよう、円滑な引き継ぎができるように、指導をしていってほしいと考えています。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

なかなか事業継続で収益を上げるには、データ化はかなり必要だと思っておりますのでよろしくお願いします。

そして、9月1日だったか、国の地方創生の取組も活況を見せています。政府は、都道府県域を超えた産業や観光などの振興に向けた取組を広域リージョン連携と位置付け、交付金などで支援する新たな制度を創設する方針を固めたようです。人口減少を受けて、単独の自治体では、もう財源や人材が不足するなか、広域の多様な主体が事業を支えることで地方創生につなげたい考えだそうです。こうした施策が出てきていますので、こういった交付金をうまく利用し、好条件で継業バンクに結び付け、魅力ある事業者がこれ以上減らないよう取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほど、議員のおっしゃった広域リージョン連携につきましては、9月2日付けで推進要綱がどうも発表されているようです。これも地方創生2.0の中の、五つの柱の一つとして挙げられている話かなとは思っております。まだこの細かなビジョンみたいなものが提示はされていないのですが、どちらかという、最低でも雪国観光圏クラスの広域連携でないといけないかなというふうには私は思っています。今すぐこれを活用してということができると言われると、なかなか厳しいところもあるのですけれども、いずれにしろ、新しい国の動き等も見ながら、新たな有利な、継業バンクも含めた施策を展開できるのが大切なことかなというふうには考えております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

使える財源は必死になって確保してもらって継業等につなげていただければと思います。

そして、民間の地方への取組は活況を見せています。従来の地方創生という概念を超えて、地域に事業を創生し活性化することを目指した地域経済の循環、自走化に貢献する新しいかたちのリブランディングを提供するような動きが出てきています。今まで津南町で「稼ぐ」の中核になりそうで実現してこなかった国の施策、観光地域づくり法人 DMO を担う、地域全体のグランドデザインからビジネスモデル構築、ファイナンス、オペレーション、そして、海外を含めた外からの集客までを一貫して牽引するようになる、という話です。単純に DMO を民間事業者が担って、地域・行政を広域で結び付ける企業も出てきています。津南町の事業者と周辺地域を結び付け、失われつつある津南町の事業継続のために、そうした事業と連携し、津南町の魅力をアップし、事業継承しやすい環境づくりはできないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

DMO 観光地域づくり法人に関しましては、検討というかたちのなかでおりますけれども、商工等が活性化するような地域の仕組みとしましては、DMC 観光地域づくりカンパニーであるとか、地域商社、こういったいろんな手法が考えられるのかなとは考えております。いずれにしろ、魅力的な地域づくりが大切なことになってくるのだと思います。その魅力的とは、どんな地域なのだというところをまた皆さんと一緒に考えていければと考えております。

議長（恩田 稔）

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

よろしくお願ひします。人口減少とともに地域経済は疲弊しています。事業者も高齢化や収益性の悪化により、事業継続が困難になってきています。津南町単独では、もはや支援はできないでしょうし、しかしながら、津南町の魅力は「利便性のあるちょうどいい田舎」にあると、移住してきた方も言うておられました。とりあえず田舎すぎず、都市化しすぎず、ちょうどいい田舎だそうです。最低でもこの辺りをちょうどいい田舎の維持継続は可能でしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

ちょうどいい田舎ということなのですけれど、議員が御指摘のとおり、地域経済もどんどんどんどん縮小している。ここをなんとか歯止めができないかという趣旨の御発言でございますけれども、ちょうどいい田舎という意味の中には、例えば、首都圏からの距離で

あるとか、公共交通であるとか、病院の有無であるとか子どもの数であるとか、文化・スポーツの活発化とかという、様々な住みやすさみたいところが大事なのかなと思っています。この中でどれを最優先して、どれをやっていくかというのが町政の基本になるのかなとは思っておりますので、ここら辺を含めまして、魅力的な地域づくりを我々としても考えていかなければならないと考えております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

1番目の最後なのですけれど、継業バンクを利用して味の継承、伝統技法の継承を考えていただきたいと思っております。動画による保存、レシピ化等々で。職人技が失われて復活できないのは津南町にとって損失であるので、ぜひとも、今の経営者が元気なうちにわら細工等々の技の伝承とか、食堂であれば味の継承をレシピ化・動画化して、次の世代につげるような努力は可能でしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

これまで企業誘致の話の中でそういった眼鏡に付けるカメラ等を使って、例えば、こういったわら細工の方の手仕事を議員がおっしゃったような動画に残しませんかみたいな話もありました。そこは結局、お金というよりはマッチングが余りうまくいなくて呼んでは来られなかったのですけれども、そういった技術の伝承等は、必要なのではないかなとは考えてはいます。なかなか技術的な話になってくるものですから、難しい部分もあるのかなと思いつつも、今後、より簡単にできるものができれば、我々としても取り組んでいかなければならないのかなとは思いますが、これは事業承継かと言われると、そこは微妙なところはあります。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

失われる前にいろいろ取り組んでいただきたいと思っております。

さて、行政のデジタル化についての質問に移ります。庁舎内でもオンライン会議はしているのですけれども、たまに庁舎内を歩いていると、独り言を言っているような声がするのです。声の方向を見ると、イヤホンとマイクでパソコンに向かう職員がいます。オンライン会議でした。オンライン会議は、コロナ禍での副産物ではありますが、もはや一般的になっています。しかしながら、イヤホンの会議はおのずと大きな声になりがちですし、発言の内容も周囲に聞こえます。機密情報は話さないと思っておりますが、情報漏えいは心配で

す。例えば、2時間のオンライン会議があるような場合、必要データがあれば、個人のパソコンでZoom（ズーム）を起動し、自宅の静かな環境での会議出席もできるのではないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

庁舎内でのオンライン会議での在り方というようなところと自宅でのテレワーク的なところが行政としても取り組めないかというような御質問かなと思っています。まず、庁舎内のオンライン会議なのですけれども、議員御承知のとおり、庁舎内は3階と4階に、第1委員会から第4委員会というようなところで部屋が用意されています。議員御指摘の特に機密情報、こういったものを配慮しなければならない、こういった会議の場合には、職員にはこうした限られた空間での使用ということで、配慮するというにはなっております。一方、一般的な会議とか打合わせ、オープンにできる、機密情報に配慮しなくてもいいような、こういった会議、オンライン会議の場合には、2階の総務課と建設課の間にミーティングルームがありますが、こちらでもオンライン会議ができるということにはなっています。また、部屋数も限られていますし、ミーティングルームがいっぱいということになれば、どうしても自席でというようなことも。これも当然、機密情報、こういったものがあれば難しいのですが、そういつてする場合もあるということです。現在、町のほうでは、機器としては専用のパソコンを3台用意しています。職員は、それを使ってオンライン会議をするというのが基本ということです。ただ、パソコンもなかなか経年劣化ということで、今後、更に新しいパソコンとか、数量もやはり増やさなければいけないかなと思っています。そういったところで、庁舎内のオンライン会議は工夫をしてまいりたいとは思っています。あと、議員御提案の自宅でのZoomを使用したオンライン会議なのですが、先ほど、町長の答弁でも御説明、お話をさせていただきましたが、行政の取り扱う個人情報、機密情報というものがやはり多いものですから、その辺、また、一部は当然デジタル化されてはいますが、町の決済等々はまだ、会計を除けば行政の一般文書は、管理職の印鑑が必要だということもございます。さらには、いろいろな勤労・就労規則、こういったものも先ほどの答弁で申し上げたとおり、まだまだ変えなければいけないところがあるのかなと、そういった課題が山積していると思っています。そういったことからすると、御趣旨はよく分かるのですが、なかなかすぐには対応できないというようなところで、研究は当然していきたいとは思っていますが、今そのような状況であるということをお願いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

重々承知してはおり、外部での作業は、情報漏えい問題があるから駄目だとおっしゃる

と思いますが、この部分は完全に個人の意識に頼らざるを得ないと思っています。企業ガバナンスの構築とか立派なお題目があったとて、データを扱うのは個人であるがため、個人のモラル、ケアレスミス対策が重要だと思っています。職員のコンプライアンスを徹底すればいいだけの話ではありますが、柔軟な働き方のためにもテレワークのできる環境づくりは必要なのではないかと思っています。すみません、もう一度お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほどもお話をさせていただいたとおり、公務員のテレワーク導入につきましては、先ほど申し上げた住民の個人情報の保護が極めて重要だと考えています。これは今、議員からも御指摘があったところです。現在は、先ほど申し上げましたが、庁舎に来て、それぞれの課で対面的なところで勤務をしています。上司が部下の業務の進捗状況、あるいは勤務態度、あるいは個人情報も含め、直接管理をしてきたというような状況だと思っています。ただし、こういったことが、なかなかテレワークだと今現在は困難かな、難しいかなというふうには思っています。したがって、職員自身も業務の進捗、あるいは時間管理、こういったものも自己管理をすることが必要だと。ここがしっかりできないと場合によっては、職員が長時間労働というようなことで、かえって職員の負担になるということも、そういったリスクもあるというふうに考えています。ですので、議員御提案のとおり、こういったテレワークの導入に当たっては、個人のモラルとかケアレスミス対策とか、こういったことを町としてもしっかりと職員にお知らせをすることが、あるいは、そういった研修をしっかり積み上げていくことが必要なのだろうと思っています。町としては、そのような対応をしたいと今現在は思っています。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

新潟県でも県職でも、持ち出して現場でパソコンをいじったりはしていると思いますので、決して不可能な話ではないと思います。よろしくをお願いします。

今回のエアコンの故障みたいな時のみならず、今後、子どもが熱を出した、在宅介護で親が自宅介護である、そんな状況はますますと増えると推測されます。同僚に気兼ねして休めない、休んだら仕事が停滞する、そんな切ない思いをさせないためにも、どこでも働ける体制作りを町内全体で本当は取り組んでいただきたいのですが、まずは率先して津南町庁舎内だけでも、今の時代に追い付くよう制度作りをしてはいかががでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

役場行政が率先をしてというような御提言でございます。お答えが非常にかぶってしまうようで恐縮なのですが、行政がこのオンラインテレワーク、特に自宅のテレワークということに取り組むとなると、先ほど来、申し上げてきました個人情報、機密情報の保護、こういったところへの対応、また、先ほど申し上げましたが、職員も本当にテレワークだけではない業務がいっぱいあるわけで、対面であったり、窓口であったり、あるいは現場に直接行って打合わせをしたりと、こういった業務もあるわけで、全てがなかなかオンラインではできないというところもあります。先ほど来、申し上げていますが、やはり就労規則や条例、こういったものも時間を掛けて見直しが必要だということを今現在は思っています。ただ、議員のおっしゃるとおり、県庁あたりは、もう既にそのような取組をしているというところもありますので、そういった県庁、あるいは先進地の優良事例、こういったものをしっかりと研究させていただきながら、津南町としても時代の波に乗るというか、^{すうまい}趨勢に合った行政運営、あるいは行政サービス、町民サービスというものに、今後もしっかりと取り組んでいく必要性はあるかとは思ってございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

できる所は必ずあると思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

そして、3番目のマイクロ水力発電についてに移ります。水資源の活用というよりは、別の面からの話なのですが、今後、人口減少とともに、例えば、集落施設の電気代や消雪パイプのための電気料金の負担、街灯維持のための電気料金の負担が、集落の人がどんどん減れば、世帯が減れば減るほど負担が重くのし掛かってくると思われれます。できる所は限られるのですが、集落にマイクロ水力発電を設置し、少しでも電気代負担等々の軽減が進めば、集落の人口が減っても集落の維持ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

本当に議員の御指摘のとおり、少子高齢化、人口減少というところが既に町にあって、また、その町を一つ一つ構成する集落組織そのものが、維持・継続することがやはり困難な状況にあるということは、行政としても町としても認識をし、また、懸念をしているというところなんです。私の集落一つ取っても、これまで共同作業をしてきたのですが、なかなかこの高齢化が進むと、1人欠け、2人欠けというようなことで、本当にかつては集落の住民だけで対応ができた共同作業というものも、なかなか難しくなっている。そういったことで、そういった集落作業を民間の事業者に委託、請負をしなければならないというようなこともだんだんと増えてきているのかなと思っています。また、議員御指摘のと

おり、集落の世帯数もかなり、一つ減り、二つ減りというような状況でございますので、なかなか今までどおりの集落機能というものを維持することが難しい。そのなかで議員御指摘のとおり、集落の1世帯当たりの負担金、こういったものもやはり見直しをされたり、増額をされたりしなければいけないというような状況も想定をされるかなと思っていきます。こうしたなかで、議員御指摘の今ほど御提案のありました、マイクロ水力発電等々がこうした集落の救世主というか、費用負担の軽減とか、こういったものの課題解決につながるものなのかどうかということ。ただ、これには、やはり集落でも全く費用が無くてもいいということではきっとないと思いますので、集落の費用負担、あるいは集落も何らかの管理をやはりしなければいけない、そういった負担も出てくるかなと思っていきます。そういったこと考えると、町としては、そのようなことの基礎的な情報というものをしっかりと町自身も勉強し、研究したなかで、議員御提案のようなところを提案できていければいいかなと。今はその情報収集をすることが町としては第一段階かなというようなことで考えています。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

そうですね。情報収集はしっかりしていただけて進めていただければ幸いです。

ゼロカーボンの取組のための再生可能エネルギーの普及は、国も率先して取り組んでいます。しかしながら、近年だと洋上風力の撤退や太陽光パネルの処理の問題等々もあります。津南町は水力発電の町と言っても過言ではございません。少水力よりも少ない発電のマイクロ水力発電は、長野県でもかなり多く活用されています。山際の森をずっと小水力発電で鉄線を張ってみたいと思っていますので、それらを参考に研究に取り組んで、町民生活の負担を少しでも減らせるようなエネルギーの取組を真剣に考えていただきたいと思っています。

以上で終わります。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

4番、関谷でございます。壇上から一般質問をさせていただきます。

災害等に関する2点の質問でございます。

1. 災害発生時の避難所について。

（1）町では、今までに災害による避難所、仮設住宅の開設、設置等を経験したことがあるか、お伺いをいたします。

（2）プライバシー、暑さ・寒さ対策は考えておられるか、お伺いをいたします。

（3）町外、外国人の観光客対応は考えておられるか、お伺いをいたします。

2. 2番目といたしまして、自走式仮設水洗トイレカーについてお伺いをいたします。
- (1) 災害時の避難所のトイレカーの整備（2台分）ですが、2台で1,515万8,000円、1台分757万9,000円、このような高額なトイレカーが本当に津南町に必要なのでしょうか。お伺いをいたします。
 - (2) 高額なトイレカーが指定なのか、これでないとも補助金が受けられないのか、お伺いをいたします。
 - (3) 具体的にどのように使用されるのか、災害時、それ以外、男女別使用について、お伺いをいたします。
 - (4) 利便性について、2台で対応できると考えておられるか、お伺いをいたします。
- 壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

4番、関谷一男議員にお答えいたします。

大きな1点目、災害発生時の避難所に関する御質問の1点目、「町では、今までに災害による避難所、仮設住宅の開設、設置等を経験したことがあるか」についてお答えいたします。町では、令和元年の台風第19号の時、危険と思われる町内5か所で、最長9日間にわたり避難所の開設を行っています。また、平成26年12月に前倉大赤沢間で土石流災害が発生した時、帰宅困難者に対し、大赤沢民芸館を避難所として開設した経緯もございます。平成23年の長野県北部地震の時は、避難所となる各学校施設において、天板等の落下などにより開設困難であったことから、町として避難所の開設は行っておりませんが、集落の皆様が中心となって、公民館を中心に住民主導で避難所を開設し、町はこれに職員を送るなどの対応を行いました。なお、仮設住宅については、これまで町として設置した経験はありません。

2点目、「プライバシーや暑さ・寒さ対策」についてお答えいたします。

町は、避難所におけるプライバシー対策について、現在、間仕切りテントやパーティションを整備することで、避難所での避難者のプライバシーの保護対策の確保に努めておりますが、テントやパーティションについても数量に限りがあることから、今後も更に購入・整備を進める予定です。

さらに、避難所における暑さ寒さ対策については、現在、一部避難所には移動式空調スポットエアコンを整備しているほか、今年度はジェットヒーターを購入し、冬期間に発生した際の避難所生活の防寒対策を進めていく予定です。スポットエアコン及びジェットヒーターいずれも数に限りがあり、空調機能を有していない避難所全てに配備できていない状況にあることから、今後も計画的に導入・配備に努めてまいります。

3点目、「町外、外国人の観光客対応」についてお答えいたします。災害発生時の観光客など一時来町者の対応については、町地域防災計画第8節住民等避難対策で、観光客等の避難先として最寄りの指定避難所へ、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、避難誘導するものとしております。防災計画11節要配慮者の支援対策では、外国人等情報弱者に対する適切な情報提供を行うことを町の責務として定めております。また、被災状況の把握

及び動向調査については、観光地域づくり課にて実施することになっております。県では、中越地震や東日本大震災の災害経験を踏まえ、昨年1月に災害時の外国人支援の手引きを作成しており、これらも参考にしながら、外国人被災者等の不安を少しでも解消できるよう配慮をしております。

大きな2点目、自走式仮設水洗トイレカーに関する御質問の1点目、「災害時の避難所のトイレカー2台分の整備について、このような高額・高級なトイレカーが必要か」についてお答えいたします。自走式仮設トイレカーの整備については、内閣府が令和6年11月に公表している報告書「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」において、能登半島地震ではトイレカーやトイレトレーラー、トイレコンテナが被災地で有効に活用された経験から、国は自治体に対してトイレカーやトイレトレーラーなどの、より快適なトイレ環境の整備を促しております。災害発生に伴い、避難所における水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞ることとなり、そのために、排泄物の細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされ、衛生上のリスクが高まります。また、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上、トイレの使用がためられることによって、排泄を我慢することで、水分や食品摂取を控えることにつながり、避難者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症、いわゆるエコノミークラス症候群等の健康被害を引き起こす恐れが生じ、災害関連死のリスクが大きくなるとも言われています。加えて、避難所によっては、いまだ和式便器のトイレが多く、仮設トイレも和式便器が多いことによって、足腰の弱い高齢者や車椅子使用の身体障害者にとっては、トイレ使用が極度に困難となります。また、おむつ等の確保も課題となり、脆弱性の高い方々にとっては、衛生環境の悪化は生命に関わる問題となり得るとされております。こういった背景のなかで、特に当町のような山間地域においては、災害が発生すると、トイレ環境、下水道状況の復旧に時間が掛かる可能性もあることから、自走式で避難所に配備できるトイレカーを確保することは効果的と考えます。また、大規模災害時は同時多発的に各地でトイレニーズが生じることから、即座にレンタル等の対応ができない可能性が高いため、自治体でトイレカーなどの資機材を確保することが必要です。今回、購入整備させていただいた自走式仮設トイレカーについては、こういった課題を町として克服すべく整備をいたしました。今回、自走式仮設トイレカーは仮設とは思えない清潔な個室空間を確保するとともに、室内が広く介護者も一緒に入れることが可能で、高齢者や子ども、身体に不自由な方も使いやすい設計といたしました。また、汚物排出も排水ホースを使うことで自己排出もできるため、下水管に直結が可能となります。自走式であることから、汲み取り業者が即時に対応できない場合も、処理施設まで自走していくこともできます。このほか、ソーラーパネル発電装置も備えていることから、夜停電時でのトイレも安心して利用することができます。高額との御指摘でありますけれども、町としては、避難所でのストレス等を抱える避難者の生命、安全・安心を担保するため、また、この自走式仮設トイレカーでのひとときが避難される方々にとって少しでもリフレッシュする憩いの場として機能できるよう、国等の支援もいただきながら提供してまいります。

2点目、「高額なトイレカーが指定なのか、これでない補助金等を受けられないのか」についてお答えいたします。7月の第4回臨時会でも御説明差し上げましたが、本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金「地域防災緊急整備型」の対象事業であることから、整備に当たっては国から2分の1の補助を受けられるほか、起債による交付税措置も受けられることとなります。

さて、これはトイレカー指定なのか、これでない補助金等を受けられないのかについて

ては、特に国指定とはなっておらず、自走式仮設トイレカーの選択も自治体の判断に委ねられております。また、トイレカーのみでなく、トイレトレーラーや簡易トイレなど避難所におけるトイレ環境の整備に係るものも対象となります。

3点目、「災害時、それ以外、男女別仕様等、具体的にどのように使用するのか」についてお答えいたします。災害時は、避難所、避難地区のトイレ環境状況を確認しながら、安全なトイレ環境を確保できない避難所に対して、優先的にこの自走式仮設トイレカーを派遣し使用したいと考えております。また、平時の活用では、防災訓練のほか、地域イベントや教育現場における防災学習、学校イベントでの資機材展示や体験等で活用することにより、災害への備えに関する意識醸成を図るとともに、地域防災力の向上に役立ててまいります。男女別使用については、性別によって使用の可否が生じないような構造的な仕様にしております。具体的には、自走式仮設トイレカー1台につきトイレ室を2部屋、2室とも洋式便座を設置いたします。実際の避難所での男女別の使い方については、避難所へ避難した方の男女などの性別、お年寄り、子ども等の人数により、その時々の方の現場のトイレの利用状況を見ながら、男女別に分けて使用すべきかどうか等の判断をする必要があると考えております。

4点目、「利便性について、2台で対応できるか」についてお答えいたします。災害は、いつ、どこで、どのような規模で発生するかの予測ができません。災害の規模等によりまですけれども、町といたしましては、この自走式仮設トイレカー2台だけで災害時のトイレ環境に対応するものではなく、今後も簡易トイレの整備・促進をし、また、トイレカーの増設も検討するなかで、災害時の多様なトイレニーズに応えられるよう、トイレ環境の拡充を図ってまいります。加えて、町と災害時応援協定を締結している自治体や、災害時、国等から派遣される民間支援団体から防災機器の貸出し等の協力も得ながら、有事の際の町民の安全・安心な住環境等整備等に努めてまいります。また、それと同じくらい、町といたしましても、隣の地域がどのようなことで困っているか、助けられるか、災害時におきましては、そのような気配りも大切だと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

非常に丁寧な説明をありがとうございました。それでは、町では今まで災害避難所、仮設住宅（を設置したことがあるか）についてですが、避難所は何箇所か開設をされたことがあるということです。これに対して、住民の方から何か要望や苦情、あるいは避難所に対しての思いというのはあったか、お伺いをいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほど、町長のほうから御答弁申し上げましたが、町では、令和元年の台風19号の時に、危険と思われる町内5か所、最長九日間にわたって避難所開設を行ったというところ。また、平成26年の12月、前倉・大赤沢間で土石流災害が発生した時、帰宅困難者が出ま

したものですから、大赤沢民芸館を避難所として開設した経過というものが過去にはあって、開設をしたということでございます。今ほど、議員が御指摘をされた、そこに来た避難者の方が「これがこういったところで不便がある。」とか、「こういったところでもっとしたほうが我々避難者にとって良いのかどうか。」というようなところなんです。その時、私が確か外丸かどこかに行ったような記憶があって、私も1泊したのですが、その時にはそこに町民が避難してこなかったものですから、直接的にそういった声をお聞きすることはできなかったのですけれども。当然のことながら、こういった避難所がもし開設をされた後で、アンケートを取るかどうかは別ですが、町民にとって、こういったところはもっと加えて、避難所としての機能を果たせるような、例えば、ベッドとか、議員御提案のヒーターとか、あるいはエアコンとか、こういったものが整備されていれば、もっといい環境だなというような声があれば、そういったものも含めて、今後、整備するには参考にさせていただきたいなと思っています。その当時、そういったお話があったかどうかというのはごめんなさい。今、お答えできない状況にあります。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、次です。仮設住宅の設置は経験が無いということでした。災害の規模にもよりますが、仮設住宅を設置するような事態になった場合、場所は設定してあるのでしょうか。例えば、役場の駐車場、河川敷のグラウンド、あるいは学校のグラウンドというようなことがあろうかと思いますが、そういうことはしているというか、考えておられますか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

町では、避難所、避難場所というものが町内に29あったかあると思います。今、議員の御指摘のあったところ、例えば、集落の公民館とか、学校・保育園とか、中津川運動公園といったようなところ、こういったものが避難場所、あるいは避難所となっているかなと思っています。仮設トイレなのですが、これも当然、設置するにはかなりの場所を取るかなと思っています。ですから、それぞれ公民館、集落センターとか、運動公園とか、小学校とか保育園がありますが、その辺の校庭であったり園庭であったり、集落の敷地であったり、あるいは集落でも駐車場が整備されている所もありますし、余り駐車場が整備されていない所もありますので、そういった所の様子を見ながら、設置をできる台数も限られてくるかなとは思っています。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

分かりました。

では、次にプライバシーの問題をお聞きいたします。今、町長からは、避難所にプライバ

シーではテント、あるいは防災関係、空調関係、ジェットヒーターというようなことを。数には少々問題があるようですが、準備してあるということです。これらの点検、管理、保管はどのようにされておられますか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

所管は総務課ということにはなりますが、それぞれ置いてある場所、先ほども町長の答弁でもお話したとおり、それぞれ避難所のほうに置いてある場合もございますし、また、かつての南分遣所の1階の所が防災倉庫ということでもありますので、そういった所にも物を置いているという場合がございます。そのほかにも、例えば、避難生活における避難食、こういったものも当然町としては用意をしているということになります。そういったなかで、施設で機器であったり、あるいは今言った避難所における避難食、こういったものも、例えば避難食あたりは当然のことながら期限がありますので、こういったものは担当がしっかり期限を見ながら、もし、期限切れるようであれば、期限が切れるものの前に学校とかいろいろな所で活用できるものは活用していく、それで新しいものに取り替えていくというのが避難所での避難食の取扱いとして町が取り組んでいるということになります。それから、それぞれの施設にある機器ということになると、なかなか職員が定期的に点検をするということは今現在は難しいかなと思っています。ただ、実際に本当いざことがあったとき、使えないということがあっては困るわけで、この辺は町として、あるいは総務課としても点検をやはりしなければいけないのだろうとは思ってございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

ぜひ、点検等はきちっとしていただきたいと思います。せっかく準備したものが、テントですとかネズミが食って使えない、非常食もネズミがかじって使い物にならない、そういうようなことの無いよう、点検というのはやはり面倒でもきちっとするべきではないか。災害時にすぐ活用できる状態にしておくことが大切だと思いますが、その辺、もう一度お願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員に今ほど御提案いただいた、あるいは御質問いただいた、まさにそのとおりでございまして、先ほど申し上げましたが、せっかく用意してあったのに現場に行ったら、あるいは機械を稼働しようと思ったら使えなかったというようなことがあってはいけないわけでございます。町としても、その辺をどこまで定期的にできるかは分かりませんが、防災担当のほうで、あるいは総務課のほうで、そういった点検もしていく必要性はあるだろうと思っています。議員御指摘のとおりかなと思っています。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

よろしく申し上げます。

それでは、町外、外国人の観光客の対応についてお伺いをいたします。防災計画にのって対応してくということですが、津南町にも外国から移住・定住されている方がおられます。その方たちからお集まりいただいて、災害時に協力をしていただくというようなことも一つありかなと考えております。そこら辺はどのように考えておられるか。あるいは、外国人の方に外国語で避難所の案内板等の設置とか、そういうものは考えられないものなのですか。お伺いをいたします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

外国語の避難誘導ということですが、今ジオパークの活動の中で、看板が設置してありまして、その中には、「この近くの避難所は、ここに集まってください。」というのは英語で表記はされています。現段階でそのほか、いつ、どのようなタイミングで起こるかなかなか分からないところもあるので、ほかにどんなことが可能かというのは考えていきたいなと思っています。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

前段の御質問なのですが、これも議員御指摘のとおりかなと思っています。町では御案内のとおり、教育委員会のほうで今現在 ALT を2人雇用しているというところもあります。また、たまたま教育委員会のほうに英語が堪能な委託職員もおりますので、もし、いざとなれば、これは当然、安全・安心を担保した上ということになりますが、そういった方をお願いをして、必要な場合には通訳をしていただくというようなこともできるかなと思っています。また、町内には、これも議員指摘のとおりで、海外から津南町に嫁いできていただいている方も、国籍いろいろありますが、いらっしゃるかなと思っています。もし、どうしてもそういったこと、これも本当に民間人の方ですので、どこまで町として、行政としてお願いできるかできないか、これは命と安全に関わる場所でもありますので、御本人をお願いをして了解を得て、安全・安心が担保できるような場所で、そういった通訳なりをしていただくということは、いざとなればそういった対応が必要になるかなと思います。これはあくまでも御本人の了解を得たなかでしかできないと思いますが、そのようなことは考えられるかなとは思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男
分かりました。

では、2番目の自走式水洗仮設トイレカーについて、何点かお伺いをいたします。これはもう既に議会のほうで通っておりまして、水洗カーは発注済みということでございますので、これをキャンセルしてとか、中止してとかという質問ではございません。また、移動式のトイレカーにつきましても、県内では既に導入している市町村もあるし、これからまた検討する市町村もあるかと思っておりますので、移動式仮設トイレカーに私は反対するつもりもありませんし、これも賛成という立場であります。それについて質問するのではなくて、それをまず先言っておきますので、理解をしていただきたいと思います。まず、私がお聞きしたいのは、余りにも高額ではないかな、仮設トイレの単価が高額ではないかなということで、何点かお伺いをします。

それでは、まず一つ目ですが、水洗トイレカー、こちらの種類は幾つかあるということはお存じでしょうか。

議長 (恩田 稔)
総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

今回、私どもが購入を、入札を通して行わせていただいたところ、当然、町のほうで仕様書を作りまして、その仕様書に沿って入札等を行ってきた経過がございます。ただ、これはあくまでも町の仕様書でありまして、恐らく他の市町村に行けば、また他の市町村も私どもが今回選んだメーカーとは違うような自走式の水洗トイレカーというところで仕様書を作るなかで、入札等々を行ったりして整備をしていったかなというふうに思っています。これ以外にも議員御指摘のとおり、いろいろな種類の自走式仮設水洗トイレカーがあるということは承知しております。

議長 (恩田 稔)
4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男

仮設トイレの種類が幾つかあるということ承知しているということでございますので、では、この価格帯はどのように設定されているか御存じでしょうか。例えば、何百万円から何千万円の範囲だと、知っている範囲で結構ですので、お答えください。

議長 (恩田 稔)
総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

今ほど申し上げましたとおり、私どももこれを整備するに当たっては、これは市町村によって違いますが、仕様書を作る。その仕様書を作るに当たっては、見積り等々も取るわけです。これもいわゆる三社見積り等々ありますので、そういったところの見積りを取ったなかで、私どもとして、適正・適当な価格というものを設定したなかで入札に向かい、そ

の入札について、今回、落札をしていただいたということになります。適正価格も恐らく種類・メーカー等々によっては、議員御指摘のとおり何百万円から、あるいは今回言った私どもの議員おっしゃるとおりの高額な水洗トイレカー、幅広く用意はされているのだらうと思っています。ただ、私どもとしては、そのなかで今回、この仮設の自走式水洗トイレカーを整備させていただいたということになります。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

これは私の知る限りですが、水洗トイレカーは約200万円から3,000万円までの間にいろいろなトイレカーが準備されております。今、津南町が導入しようというトイレカーは、軽トラックにトイレを整備したものです。そして、FRでなくて4WD、四輪駆動の車両を準備するということが一つの条件になっているようでございます。それで、私も前に担当課長に見積り等もお見せしましたが、200万円の移動式水洗トイレカー、こちらが衛生面であったり、使用面であったり、安全・安心面であったり、この750万円の水洗トイレカーとなんら変わりはありません。ただ、750万円と200万円のトイレカーは値段がこれだけ違いますので、特徴が違うというのは確かでございます。本当に、例えば200万円のトイレカーだと1,500万円という7台の台数が準備できるのです。避難所で使えば台数が多いほど利便性が上がるのではないかと思うのですが、この辺を皆さんが検討するメンバーの中にそういう提案をする方というのは1人もいないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

本当にこのトイレカーは、議員御指摘のとおり、何百万円から3,000万円でしょうか、幅広くその中から選び取ることができるのだらうと思っています。そのなかで、申し訳ありませんけれど、その当時、私はそこにいなかったものですから、そういった意見を出した人がいるかどうかということについては明確にお答えはできませんが、ただ、その当時の担当に聞きますと、その時もいろいろな選択肢があったのだと。そういったなかで町としては、先ほど町長の答弁でもお話した、国のいろいろな支援、能登半島地震等も踏まえたなかで、仮設のトイレカーであったり、あるいはトイレカーどころではなくトレーラー、こういったものもやはり非常に有効な手段であったということがあって、国も推奨しているということから、私どもとしてはそこに更に検討を加えました。これが安かれ高かれあるのでしょうか、私ども町としてはその当時、今現在ある水洗トイレカー、先ほども特徴的なことを申し上げましたが、議員がおっしゃるトイレカーの仕様とどういうふうに違うのかということと言われると少し分かりませんが、例えば一つ申し上げた停電時でもソーラーパネルを使えるとか、私どもが買ったものはホースが付いていて、ホースから直接下水管に流し込むことができる機能があるとか、少しゆったり目の空間になっているのです。そこに、例えば、少し高齢者で介護が必要だとか、子どもがそこ使う時にはお父さんお母さん、保護者がそこに付きそうことができるかということのなかで、少しでも避難者の安全・安心を担保できること。こういったことを踏まえたなかで、少し高額ではあ

りますが、今回、その自走式水洗トイレカーを購入させていただいたと思っております。

議長（恩田 稔）

4 番、関谷一男議員。

（4 番）関谷一男

今、課長がおっしゃったことは、200 万円のトイレも可能なのです。そして、今、町が導入しようというトイレカーは、改造型のトイレカーではないですか。一体型の。災害時で使うのに、この改造型のトイレが必要かどうかというの私は聞いているわけです。200 万円でも、安全・安心、快適性、衛生面は全く劣らないと思うのです。その辺はどう考えてもおられますか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

その辺は、200 万円のものその当時、そこまで同じような仕様であったのかどうか確認をしたのかというところは、今ここで私が明言をすることはできません。今回、私どもが選んでいるのは、議員のおっしゃる軽トラックにトイレが一体化したというものでございまして、これは議員の御見識や御意見と違うかもしれませんが、町としてはその当時、そのような水洗トイレカーを整備することが、今ほど申し上げました避難弱者、子ども、高齢者、障害を少しお持ちの方もいるかもしれませんが、そういったことを踏まえると、町としての判断は、そのようなトイレカーを整備したほうがよろしいのだろうというふうに。機能的には、議員がおっしゃったところが全く同じであるということなのであれば、その当時、検討したのかどうか私は明言はできませんが、町としてはそのようなことで整備をさせていただいたと思っております。

議長（恩田 稔）

4 番、関谷一男議員。

（4 番）関谷一男

では、今、町長からも担当課長からもトレーラーというような言葉が聞かれました。若干トレーラーカーの水洗トイレカーについて、お話をさせていただきます。県内で高額なトイレカーを進めている市、2 市あるのです。1 市はトラックをトイレカーに。私が見ただけですが、2t クラスのトラックに3 台設置してある。多分、使用方法は2 台は普通トイレ、男性、女性が使用する。1 台は障害者が使うトイレ。これは車椅子の方が平地から上がって機械の上に乗ると、パワーゲートというものでぐーっと上がっていく。そういうトイレです。そして、障害者と普通のトイレの違いのは、扉がドア式ではなくてスライド式ということになります。これを県内で導入している、導入しようとしているが市が1 市あります。価格は2,600 万円だそうです。その支払内訳ですが、ふるさと納税で800 万円をなんとか使わせてもらいたい、そして、補助金を使いたいというようなことのように。そして、もう一つの市は、今おっしゃったトレーラーカーです。トレーラーカーには約4 台のトイレを設置しております。金額は2,230 万円。4 台です。この2 市とも目的があって、

これだけの高額なトイレカーを準備しているのです。津南町は、750万円は軽のトラック。750万円という1台の高額なトイレカーを準備するのですが、町以外に何か目的があるのでしょうか。ほかに何度か使うという目的です。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

このトイレカーは、自走式の仮設水洗トイレカーということです。町の災害時には、当然、出動をするということになります。ただ、これも本当にいつどこでどのような規模の災害が起きるか分かりませんので、そういったところを町としてもしっかりと把握をするなかで、優先的にトイレカーをどこに出すべきか、こういったことをしっかり判断していかなければならないだろうと思っています。では、この水洗トイレカー、先ほどの町長答弁でも少しお話をさせていただきましたが、町の防災訓練とか、各集落で防災訓練を実施している所もあります。また、町の教育委員会、各学校ではやっぱり防災教育に取り組んでいるという所もありますので、こういったところで平時は、要望を聞きながらになります。自走式で走らせていって、そこを見学、内覧等々いただいて、学校であれば防災力の向上ということに努める一つの機能を果たせるかなと思っています。また、町だけではなく、広域災害。町が災害を受けなかったというようなところで、例えば町と災害応援協定を結んでいる狭山市とか、三芳町とか、荒川区、こういった所があります。そういった所が被災をしたというときには、そういった応援というようなことで、自走式水洗トイレカーを現場に持っていって、2台ではどれだけの応援になるか分かりませんが、少しでもお役に立てるようなことができれば有り難いな、そんなふうに思っています。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

私、二つの市がこれに取り組んでいるとお話しました。この二つの市の目的は、「一般社団法人助けあいジャパン」の災害派遣プロジェクト「みんな元気になるトイレ」ということに参加をし、全国の災害時には全国の被害地にこのトイレカーを派遣するという目的があって、これだけの高額なトイレカーを設置しているということのようですが、津南町は、まだそこがはっきりしてない。今、友好都市である埼玉のほうにやる。それもはっきりいつ、どういうふうな、どういうかたちで打っていく、運転手の方はどうなるのかと、いろいろなことが決まっていらないのではないかと考えております。トイレカーのトレーラーは、そこまで運んで設置したら、引っ張っていく車は一旦人間と一緒に戻ってくる。そして、それを1年なり2年、そこに設置しておくというようなかたちのございます。トラックも同じで、そこに設置したら、もうその人間は帰ってくるということです。津南町は、まだそこまで全然計画がなされていないのではないかと。ただ思い付きで今話ただけなのではないでしょうか。こういうふういきちとした目的があって、それをするのであれば、多少高額であっても理解できるのですが、そこが今まで余り説明が無かったように思うわけです。そこで、お伺しますが、埼玉県友好都市にそれを派遣するというのは、この「助けあいジャパン」の災害派遣プロジェクトチーム「みんな元気になるトイレ」に参加する

意向があるということでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

最初の御質問のところですか。私どもも自走式の仮設トイレカーは、今ほど私が防災協定を結んでいるというようなところで少しお話をさせていただきましたが、それ以外にも十日町市とか栄村とか、こういった所で災害があったということになれば、そういった所に当然派遣をするということは、当初から目的というか想定をしたなかで購入をさせていただいています。それ以外の中でも、県内でそういった大規模の災害があれば、そういった応援協定を結んでいなくても、当然のことながらこのトイレカーは出動して応援に行くということを目的というか。当然、私どもの町もこれを購入する時には想定をしていました。ここはしっかりとお伝えをしなければいけないと思っています。

もう1点、最後のほうの他の市町村でいろんな災害時の応援うんぬんの事業に参加するかどうかということ、大変申し訳ございませんが私が不勉強でそこは勉強してございませんので、また議員から御提言をいただいて、御示唆いただければ。そういったことも含めて、先ほど来、町長が話していますが、これだけで全て揃うということではないと思っています。今後も町の財政、あるいは国の補助金、交付税等々を使いながら少しずつ整備をしていく必要があるだろうと思っています。そのなかで、議員から先ほど来、御提案いただいている、今回は高額だということではございましたが、またいろいろ検討させていただいて、いろんな補助金で使えるものがあれば使ったり、もう少し安いもので同じような仕様ができて、議員おっしゃるようなことが被災者にとっても可能だと町として判断をできるということであれば、そのようなことも検討してまいりたいと思っています。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

ありがとうございました。本当は資料を皆に配ればいいのですが、これはカラーにするとかかなり金額が掛かります。また、これをこう見せれば、ちょっと違反になるのではないかというような指摘が前回ありましたので、それはしません。ここに資料があり、後日、また総務課のほうに提出させていただきたいと思っておりますので、検討をしていただきたいと思います。

また、トイレカーに限らず、これからいろいろな設備を整える場合は、やはり慎重に考え、どういうものがあって、どういう価格があって、どういう利便性があるのかというのを慎重に考えて進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（恩田 稔）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

—（午前11時 31 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

3 番、村山です。

1. まず、第 1 番目に、今回はニュー・グリーンピア津南の水源を守り続ける方法は何かなにかというようなことから考察をした質疑をいたしたいと思います。まず、1 点目、ニュー・グリーンピア津南の水源温泉・源の保全についてです。

（1）現在の水源地と鉱泉地並びに流水路を転売後の第三者へ権利主張するための対抗要件とするためには、分筆し、登記して公示することが必要だが、その分筆登記予定はあるか伺います。

（2）この（1）の今言った登記については土地の所有権を明確にするものであって、地下水自体に対する排他的な権利（水利権）、ここで用語の訂正をさせていただきます。（水利権）という言葉は適当でございましたので、水利権というのはこういう河川、湖面から引水をして利用する権利でございますので、この言葉の意味はここでは正しくありません。ですので、この括弧を取っていただいて、地下水自体に対する排他的な権利という言葉とさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。なお、水利権という言葉がもう 1 か所出てまいります、そこも同じことで、地下水自体に対する排他的な権利という用語にさせていただきます。なお、当局のほうで、この文言を受けて水利権という言葉を使った答弁であれば、それは私のほうで読み替えたものというかたちで処理をいたしておきます。あえて当局の答弁は訂正をする必要がございませんので、よろしくお願ひします。この排他的な権利を法的に確立するものではなく、地下水というのは動産として扱われ、土地の所有権に付随する権利として保護されるわけではございません。したがって、転売後の第三者は（1）の登記がなされ、所有権以外の別の場所に新たな掘削をして、温泉や地下水を求めることは、「流水の自由利用」として認められております。このとき、既存の水量・泉の量に影響を与えたとして求償行為をなしても、第三者が事業活動の一環として行われたときは不法行為の立証は困難とされます。

① そこで、第三者への転売後も地下水自体に対する排他的な権利を保護するためには、法的な求償権に求めるのではなく、契約上の措置や事前の対策が必要であって、ファンドが第三者に転売する際に隣接地の開発や地下水利用を制限する旨の特約を契約書に明記し、第三者に対してもその制限を承継させることが有効だが、その予定があるか伺います。

② 地下水を公共水と位置付け、その保全を図るため、各自治体は規制や取組を定めています。その内容を例示すると、熊本県地下水保全条例、長岡市地下水保全条例、

岐阜市地下水保全条例などがあります。消雪用水の涵養を目的とするものは別としまして、地下水の適正な採取、合理的な使用、涵養、汚染防止、次の言葉、「を」というものは適当ではございませんので、汚染防止「の」という言葉に置き換えさせていただきます。汚染防止の総合的な保全を目指す熊本県、地下水の水質保全と涵養に焦点を当てて汚染から市民の健康と生活環境を保護することを目的としている岐阜市の例があります。現在、町で検討されている水源条例には、これらの趣旨が反映されているものか伺いたいと思います。

2. 大きな2点目。今度は病院の関係でございます。これにつきましては、津南病院の今後の在り方について検討を重ねていきたいということで、今回は広域消防と岳北消防のデータを基に、救急医療について質問をするところでございます。これは、人口減少が進むなかで津南病院をどうしていくのかを考えると、現在の病院が果たしている役割がどのようなものかを分野別に検討をしようとするものです。分野が大きいものですから、今回は救急医療について検討をしたところでございます。これにつきましては、消防法の規定によりますと、生命の危機回避や後遺症の軽減のために、救急搬送時における医療機関を分類する基準がございます。新潟県はこれを受けまして、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準というものを定めてございまして、優先度の高い分野から緊急性、専門性、特殊性、この三つに分けて示してございます。この中の緊急性というのは、「①重篤」「②脳率中疑い」「③心筋梗塞疑い」「④重症・中等症外傷の疑い」、それから、専門性の分野としましては、「重症度、緊急度の高い妊産婦さん」、それから、6番目としては、「重症度、緊急度の高い小児」、それから、特殊性というのは精神疾患というふうにしてございます。この二次医療圏で魚沼圏域では、松代病院を含む八つの医療機関が該当しておりまして、それぞれどの分野に、どの病院に対し、救急隊が受入れ照会をするかがリスト化されているものでございます。ここで津南病院に受入れ照会する症状というものは、緊急性のグループの中の「①重篤」「③心筋梗塞の疑い」、この二つだけの場合作してございます。後で説明はいたしますが、その資料については、令和5年度の資料を基にどれくらいのボリュームであったかを推計したものでございます。そのなかで、今回、質問の要旨でございます。

- (1) 津南病院は救急隊が「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」により、先ほど申しました「①重篤」と判断した患者さんが搬送されて、次の状態のときの処置とその後の対応、これは病状の回復や安定の処置、あるいは入院、転院搬送、転院するための勧誘、入院後の転院勧誘等をどのような状況であるかを伺います。(1) 初期評価というものが心停止(反応なし、呼吸あり、脈拍あり)、(2) 生理学的評価で気道閉塞あり、(3) 呼吸(換気)不十分、(4) 循環(組織還流)不十分、(5) 高度な意識レベル低下あり、こういった分類で救急隊が搬送してくるわけですが、これについて、どのような対応がなされているかをお聞きするところです。
- (2) 同じく③。今度は、もう一つのグループ「③心筋梗塞の疑い」で搬送された場合でございます。この患者さんがチアノーゼや20分以上の胸の痛み、絞扼痛、心電図上の変化、心電図上の不整脈のいずれかが認められる場合の処置とその後の対応。これも病状の回復や安定の処置、入院、転院搬送、転院勧誘等をどのような状態であるかを伺いたいと思います。

(3) 統計によりますと、令和5年両救急隊、両救急隊は岳北消防という長野県栄村です。それと十日町広域の消防でございます。両方で連携協定を結んでおりますので、ここの統計を見させていただいたところ、両方の救急隊から年227人を受けております。大体三日に2人というような状況でしょうか。そのなかで、救急隊からの受入れ照会があった時に対応できないとして断る場合の理由が何であったかを伺いたいと思います。

(4) 津南病院が人口減少の局面に当たって、将来的にも救急搬送の医療ニーズに応えられる体制であるためには何が求められていると考えているのかを伺いたいと思います。

壇上からは以上でございます。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

3番、村山郁夫議員にお答えいたします。

大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南の水源・温泉源の保全に関する御質問の1点目、「現在の水源地と鉱泉地並びに流水路を転売後の第三者への権利主張するための対抗要件とするためには分筆し登記して公示することが必要だが、その分筆登記予定はあるか」についてお答えいたします。現在の水源地及び鉱泉地並びに流水路につきましては、町と事業者との協議の中で、権利関係を明確にする必要があると認識しています。分筆登記による権利関係の公示は有効な手段ではありますが、時間と多額の経費が掛かることから、事業者と協議するなかで、約束事を相互に取り交わす協定書への記載で済ませるのか、分筆などにより所有権を明確にした上で、譲渡しない部分を残すかは検討してまいります。なお、現状で分かっている津南原水道や反里口・秋成集落湧水の水源地が含まれる土地については、賃貸借とし、譲渡は行いません。また、先日のニュー・グリーンピア津南施設民間譲渡町民説明会において、水源地に関する提案や報告もありましたので、現在、現地の状況を確認しております。町道部分の分筆登記も含め、具体的な時期や範囲については、今後の協議の中で決定してまいります。

2点目の一つ目、「水利権の保護するため、ファンドが第三者に転売する際に、隣接地の開発や地下水利用を制限する旨の特約を契約書に明記し、第三者に対してもその制限を承継させることが有効だが、その予定はあるか」についてお答えいたします。御指摘のとおり、不動産のように登記によって所有権が明確になるものもありますが、地下水そのものに排他的な権利、水利権が確立されるわけではなく、第三者が別途掘削を行うことは法的に認められる場合があります。そのため、敷地内で新たに井戸や温泉を掘削することによって水源や泉量への影響を懸念されていることと推察しております。この点につきましては、町が譲渡した事業者が将来的に第三者へ転売などをする際、契約書において「隣接地での開発行為や地下水利用を制限する特約」を明記し、その効力を承継させることが有効な策であると考えています。このような手法が法的に有効になるかも含めて、町が今回の

譲渡に関して委託した弁護士とも協議しながら進めております。町といたしましても、事業者に対し当該特約を契約条項に盛り込む要請をし、水源の保全が確実に担保されるよう引き続き協議をいたします。

2点目の二つ目、「地下水を「公共水」と位置付け、その保全を図るための規制や取組について、現在検討している水資源保護条例に反映されるか」についてお答えいたします。平成26年に「水循環基本法」が制定されるまで、河川水のみが「公水」で、地下水については民法により土地所有者のものとされていましたが、法制定後は地表水や地下水も国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものと位置付けられました。これ以外では、工業用水法と建築物用地下水の採取の規制に関する法律がありますが、いずれも地盤沈下に関する地域に限られるなど限定的であり、現時点で地下水の保全管理のための国の総合的な法制度は整備されていません。このようななかにおいて、地盤沈下、水質汚染、水量減少、水位低下などの状況にある自治体においては条例を制定し、これらの課題に対応しているものと認識しています。

全国で制定されている地下水に関する条例を大きく分けると、1「地下水採取の規制」、2「地下水に係る水源地域における土地取引の規制」、3「地下水に係る水源地域における事務所立地や開発行為の規制」、4「地下水の水質保全のため事業所における有害物質の使用・排出の規制」、この四つに分類されます。現在、町の水資源保護に関する条例の制定につきましては詰めておりますが、地下水についても保全の対象となるような条項にできるか、再度、研究をしてみたいと思います。

大きな2点目、津南病院の救急診療体制に関する御質問の1点目「救急隊が重篤と判断した患者様への状態ごとの処置とその後の対応について」、2点目「心筋梗塞の疑いで搬送された患者様への処置とその後の対応について」、3点目「救急隊からの受入れ照会に対応できないと断る場合の理由について」は関連がありますので、一括してお答えいたします。津南病院は、地域密着型病院として、救急搬送については「まず、受け入れること」を原則に対応しており、重篤な患者様が救急搬送された場合は、初期評価と救命処置を迅速に実施した上で、必要に応じて高度医療機関への転送を行うことを基本方針としています。

初めに、救急隊が重篤と判断した症例ごとの処置とその後の対応について、初期評価が心停止の場合は津南病院で直ちに心肺蘇生処置を行い、状態が安定せず高度医療が必要な場合は高次医療機関へ転送します。蘇生により循環再開し、集中治療が不要な場合は津南病院で入院管理を行います。生理学的評価で気道閉塞がある場合は気道確保を行い、軽度で解除可能であるならば入院管理とし、人工呼吸や外科的気道確保が必要な場合は高次医療機関へ転送します。呼吸換気が不十分である場合は、酸素投与、ネブライザー、バックバルブ換気、必要に応じて挿管準備を行い、軽度及び中等度で安定化したならば津南病院で入院管理いたします。人工呼吸器管理が必要で対応が困難な場合は、高次医療機関へ転送します。循環が不十分である場合は、輸液、昇圧薬の投与、抗不整脈治療など一時対応を行います。改善したならば、津南病院で継続入院とし、改善不十分で高度循環管理が必要な場合は、高次医療機関に転送いたします。高度の意識レベル低下がある場合は、低血糖、脳血管障害、感染症、薬物など原因検索とともに初期対応を行います。症状等が軽快し、全身状態が安定したならば津南病院で入院管理とし、脳卒中、外傷、けいれん重積など高度治療を要する場合は高度医療機関に転送します。

次に、急性心筋梗塞疑いの救急搬送患者への対応については、酸素投与や心電図モニター装着、バイタルサインの確認、静脈路確保・採血、薬物療法の初期対応、不整脈発生時の対応等、初期救命措置を行った上で、根本的治療の可能な高次医療機関へ速やかに転送します。

津南病院は、可能な限り救急搬送を受け入れることを基本方針とし、令和6年度は222件の救急搬送を受け入れました。しかしながら、受入要請があったものの対応できなかった救急搬送は54件あり、80%の応需率でした。受入れできなかった理由としては、外科系疾患で手術が必要であったり、高度外傷、大量出血等、専門医や処置可能な病院へ搬送したり、既に処置中であり対応できないという状況もありました。患者様の安全を最優先に高次医療機関への搬送をお願いしています。

4点目、「人口減少の局面に当たり、将来的に救急搬送の医療ニーズに応えられる体制であるためには何が求められているか」についてお答えいたします。24時間の救急医療体制維持・継続には、夜間・休日を含め、救急対応が可能な職員配置が必要です。令和7年度は、内科医師2名を新規採用でき、常勤医師5名、ほか非常勤医で、夜間当直、土曜日直業務を行い、救急外来や病棟診療を担っております。引き続き、医療人材の安定確保が求められております。また、受入れ対象については、病院の担うべき領域を明確にし、関係医療機関との連携、協力体制を構築しながら、切れ目のない救急医療体制の確立が求められております。併せて、救急搬送後も在宅復帰や施設復帰が円滑に行えるよう、地域包括ケア病棟とのスムーズな入退院調整も重要になると認識しております。加えて言わせていただくと、救急告示病院として救急医療体制を整えておりますが、人件費をはじめ相当の経費も掛かっており、交付税措置だけでは賄いきれない部分がございます。病院職員一丸となって経営改善に取り組んでおりますが、限界もあり、来年度の診療報酬改定に非常に危機感を覚えておりまして、国や県に対し、自治体病院への財政支援について強く要望しております。

以上です。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

では、水の問題の質問をさせていただきます。基本的に、不動産登記法上の登記地目といたしましては、鉱泉地、あるいは水道用地というもの、用悪水路、かんがい用悪水、はいせつ用の水路、こういったものが登記することが可能でございます。そんななかで、現状を見ますと、今回、津南原水道の水源のことにに関して、担当課のほうの地下図面台帳、と今、分筆登記に出されています現道沿いの測量登記の予定地、それを照らし合わせますと、津南原水道の配管、排水管というものは、現在、集水樹から配管を下って、その90%以上が現道に沿った地下に配管されているということが確認できました。現道そのものは、まだ未登記で、今分筆測量をしておるわけですが、それが分筆測量後のその地下に全部配管しているということが分かれば、これはもう公有地の中の配管でございますので、その排水管というのは確実に守られ、その流れる水についても一応の安全性が保たれるわ

けです。ただ、水源地を含む一筆の土地が大きいものですから、その水源地を含む土地をもし除外して考えた場合に、その排水管に至るまでの間の一部がひょっとしたらそのまま売却予定地に掛かる可能性もございます。そのときに、少なくともその配管の位置が分かるのであれば、例えば、そこまで引っ張っていく配管の引水地役権、あるいは、そこを分筆登記して水道用地というふうなかたちで登記をすることも可能ではございますので、そこら辺、権利保護をするという考え方が無いものかどうか、一つ目を伺います。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

津南原水道の大場線から排水地までの間の所の配管についてでございます。この間といいますか、これは図面上には書かれておるのですが、この図面が随分前のものでございまして、それを転写したものでございます。ですので、その部分は林の中であると思いますが、実際にその部分に埋設されているということを確認するには、やはり試掘を繰り返しながら、どんどんいかなければいけないということとなろうかと思っております。ですので、時間も随分掛かってしまうし、また、林の中ですので進みも悪い、費用の面も随分掛かってしまうという状況もございますので、協定書等で対応できればと考えております。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

確かにそのとおりでございます。特に、山地のほうの測量というのは非常に厳しいし、しかも、土の中に埋まっている配管を探り当てるといのは非常に困難でございます。そんなところから、登記の手続によることは非常に難しいというようなところはございます。私が懸念するのは、今後、それが所有権が点々とするというような事態に至ったときに、なんとかそれでも当面の相手方さんには契約でなんとかそのことを守ってもらえる。それは当然なのですが、長い間にはその辺が不明確になるということを心配しているところでございます。当面、今のこのお話につきましては、すぐ調べなくてはいけないというものではございません。しばらく契約の中でうたっておけばいい時代が続きますので、その辺、もし、懸念が生じたというようなときには、そのような手段も必要ではないかなと思えます。特に、もし、地下の配管が難しければ、新たにそこを掘作して、そこに埋めてしまう。それを表示して、引水地役権というもの等で保護していく。そういったものの考え方も必要かと思えますが、これについては、いかがお考えでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

それもその状況や場合とかにもよるかと思います。必要であれば、そういうことも考えていかなければいけないのかなとは思っておりますが、今のところは、協定書等で対応できればと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

考え方は分かりました。特に今回の場合、地下配管というものがもう大部分、現道の地下にあるというようなことの確認が図面上は一応できているところでございます。その辺に関しては、今後は、公有地に沿ってそれがあるということだけでも非常に安心であるというような考え方が取れるのかなと思います。

それから、まだほかの水源としましては、基本的には、鉱泉地というものがございます。この鉱泉地については、現在のニュー・グリーンピア津南の資産、この間、頂いた資産台帳の中には鉱泉地という評価はございませんでした。ただ、この鉱泉地というものは固定資産税の評価というものを考えますと、通常、高額となるものでございます。しかも今後は、その土地を町が課税をしていくというようなところでございますので、その位置と面積、これは特定すべきものではないでしょうか。それから、これの税の減免を想定するのであれば、その価値を定めていくことは大切なことであると思います。ここについて、分筆登記してまで課税は必要なくて、その大きな筆のある部分の何平米というようなかたちで課税はできますので、その鉱泉地の評価についての考え方をお願いいたします。もし、お答えづらければ、現在の鉱泉地の評価というものがニュー・グリーンピア津南の中でどのように扱われているか。また、その鉱泉地というのは、民間の鉱泉地をお持ちの事業者の方もおりますので、その課税の公平という観点から見ても、鉱泉地の課税というものをどうやっていくのかということの意味でございます。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

なかなか少し難しいお話なのかなと思っております。鉱泉地につきましては、いろいろと難しい取扱いでございまして、権利としましては、物件若しくは債権というかたちでの利用ということになります。このニュー・グリーンピア津南の温泉につきましては、現在、町所有の土地ということで、当然ながら非課税の扱いということになっております。また、その他の個人ですとか事業所所有の温泉地、町内に点在しておりますけれども、こちらにつきましては、当然、評価額が付いております。通常の鉱泉地、一般的には温泉が出ている土地、噴出している場所、要は温泉井戸の所のみという扱いが一般的でして、ほとんどの所が1坪3.3平米というのが一般的です。中には、施設の規模が大きいので、土地の面積そのままという所もございまして、評価につきましては、その場所の評価が対象と

というのが一般的です。ニュー・グリーンピア津南につきましても、恐らく二つ源泉があるということになっておろうかと思えますけれども、こちらは現在、非課税です。これを評価する場合には、これも評価方法が二つ示されておりまして、このどちらかで算定するよりは仕方がないのかなというように思っております。若干、私のほうでもその方法を研究しておりますが、現時点で、こういった方法でどのぐらいだというのはまだ算出しておりません。申し訳ございません。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

確かに、その辺は非常に難しいところもございます。そういったところで、課税の均衡ということ考えた場合に、今後は考える必要があるのではなかろうかということがございます。ただ、鉱泉地というのは本当にそこでブクブク湧いているというものが基本的なものでございましょうから、あえて掘ったものについて、そういった評価をすべきかどうかという根本のところがございます。しかも、そこを課税というかたちで表示をしたとしても、すぐその隣に掘ってしまえば、それは飲水の自由の利用ですから、そうすると、そこに温泉の量の変動が生じるというようなことで、非常に微妙な問題が生じるわけです。そういった微妙な問題を生ずるのを不動産登記法上で守っていくという、それから、課税の方法として第三者にそういったものがあるよという注意喚起をすることができる、そういったものも重要ではございますが、基本的には、先ほど当局の回答にございましたとおり、お互いの契約の中で、あるいは協定書の中でその存在を明らかにしておき、その利用についての考え方を契約書の中に入れておくというものが一般的でございます。特に法治国家のルールとして、契約というのは当事者間の私的な取り決めなのですけれども、これが守れなかった場合に裁判所を通じて守ることを強制したり、損害賠償を請求することができます。この強制力によって取引の安全性が保たれているのです。そういったことで、契約で明示していくとの回答にございましたので、大変安心をいたしました。

それから、水源地を守るために口を出す仕組み。これもやはり契約書ないし協定書に表記することによって、次の不動産の動きの際にも承継させていく。又は、今回、投資される資金の一部を町が負担するなどとして移転の際の抑止力とすることは重要であることを申し述べます。基本的には口を出す仕組みもどこかに残して、今回の譲渡に当たるといふことが必要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

それから、地下水を公共水と位置付けて、その保全を図るため、各自治体というのは規制や取決めを定めているものでございます。先ほどのお話のとおり、地下水の涵養等のことにつきましては、いろいろなパターン・例がございます。消雪用のものにつきましても、地盤沈下というようなところの趣旨から主な内容になってございますが、基本的には、表面を流れる水というものについての条例化が大体のものでございます。先ほど答弁にございましたとおり、地下水の保護をすることについては非常に難しい。条例化についても、いろんな例があまりないというようなところではございますが、これにつきましても、町の豊富な地下水、湧き水、そういったものを未来永劫伝えていく、守っていくためには、や

はり条例できちんとその辺の保全を図っていくということは非常に大事なことであり、うふうに考えます。先ほど、条例等で考えていくというようなことがございましたが、もう一度、水源の条例について、具体的にどのような方向性で考えておられるのかを伺いたいと思います。それから、単に水源を守ることにつきましては、自然保護の問題と非常に密接に関係してございますので、その辺の水源の保護と自然保護、いわゆる動植物の保護等も見据えたなかでの関連性の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今、議員の御指摘は、先般の土曜日・日曜日にやりました町民説明会でも御意見が出たところでもございます。町が今検討している水資源の保全条例の中に組み込まれるかどうかは別として、地下水の採取の規制に関する条例も研究しているところでございまして、この保全条例とは別に地下水の採取の規制条例も出していく必要があるのかなと今のところ検討しているところでございます。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

水資源の条例につきまして、今ほど、副町長が申し上げたとおりでございます。併せまして、6月定例会からも一般質問をいただいているところでございますけれども、自然保護の関係、いわゆる動植物関係につきましてです。今回も一般質問いただいておりますけれども、こちらにつきましても、私のほうで今、研究を進めております。なかなかこちらの水というのは、一つのものが指定されておらず、なかなかこちらは種類ですとか、また、その監視の方法、罰則等々、いろいろなところを研究する必要があるございまして、6月もお答えさせていただきましたけれども、今、それをどういったかたちでというところを研究しております。また、先般、総文福祉常任委員会で妙高市さんへ先進地視察ということでさせていただきました。そちらで勉強させていただいた内容も含めまして、なるべく早めに行きたらなとは思っておりますけれども、昨年、いただいた中で、栄村さんは自然法環境条例ということで、1本で全て網羅しているような条例を作っておりますけれども、これを今一緒にまとめてというかたちがなかなか難しいものですから、水とは別で動植物のほうは進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

今回は水というものに限って質問をいたしましたけれども、自然界のバランスというも

のを考えた時に、どうしても生体系の保全というものも大きな視点とならざるを得ないところでございます。質問とは外れるかもしれませんが、今のところ、栄村さんにはその保全条例はございますが、地理的に同じような場所でございます、同じような生物がいることは間違いございませんし、水の流れる自然条件というものも変わらないところでございます。ですので、基本的には、まずその条例を先に作って、その中身の検討というものはじっくり時間を掛けて検討していけば、それで自然と水を守る、そういった手段になると思います。まず、どんなものが必要なのかを先に調べるのではなくて、先に栄村さんと歩調を合わせた条例を作って、それで自然と水というものを考えて守っていくということが必要なと思いますので、参考に申し上げます。では、水問題につきましては以上いたします。

次に、今度は津南病院の件でございます。なぜこうやってこんなお話を出したかという、やはり今後、津南病院が抱える医療人口というものがどういうふうに移っていくかということが非常に問題になるところでございまして、今日、お示ししました資料を御覧ください。救急医療につきましては、津南病院さんの御協力を大変いただいて、多大な感謝を申し上げるといふ両消防の救急隊の皆さんから感謝の言葉がございました。ところが、そういったことで大変な業務をなさっているなかでも、津南病院さんが行っている業務の中で、津南病院が今後、受け持っていくだろうという人口の人数を確認してみますと、津南病院地域人口推計というものが2025年から2050年までございます。この数字につきましては、その下の四角枠に囲んであります、令和7年7月の住民基本台帳に基づいたものでございます。この中で、津南町は一応全域が病院の地域人口であろうというふうに見ました。栄村につきましても、全域をその中に含むものでであろうというふうに思いました。ただ、十日町市さんにつきましては、旧松之山さんの途中にある高館トンネル、その中尾、東川、上下蝦池、この地区について、基本的には津南病院の地域人口というものかなと。これは私も物理的に考えたり、それから、救急隊員さんのほうの感想も参考にいたしまして、あそこまでは津南病院の範疇ではなかろうかなという推計の基に出したのが47人。それから、旧中里地区につきましては、清津川を超えたものは、やはり十日町市方向の救急病院のほうに目が向くということになれば、倉又、田代地域の清津側のこちら側、その人数が665人。これを合わせて今は1万500人ほどの人口がございまして、これを人口問題研究所の昨年の推計減少率を住基人口に少し掛け算をいたしました独自の推計でございまして、この数字については異論はございまいしょうが、全体のボリュームとしては、今は1万500人ぐらいであるけれども、5年ごとに9,400人、8,400人、7,500人、6,700人、2050年には5,900人というような推計となり、これを基にして推論をしていくというような作業が今後の津南病院の運営に関して重要なことではなかろうかと考えたところでございます。具体的に、十日町消防さんと岳北消防さんの救急が津南病院にどれだけ運搬があったかというのは、令和6年は222人でございましたが、令和5年につきましてもほぼ同じ数字でございまして、注目すべきは、津南病院からその後、他院へ転送する人数というものがほぼ半数ぐらいでございます。ということは、津南病院としましては、最善を尽くして初期治療に当たって、その後、安定した状況のなかで、よその専門病院等につなぐというようなかたちが見えているのが御覧いただけるかと思っております。この数字、全体の数字の中で年齢別人口というものが地域ごとにもし分かるとすれば、例えば、小児医療のボリューム、老人

医療のボリュームというものが出てきます。津南町もそうなのですが、その地域ごとに年齢階層人口というものが出ていないものですから、その資料を集めれば、今後はもう少し老人医療、小児医療というものをどんな位置付けで津南町が考えなくてはいけないかというのが出てこようかと思います。これは今後、また私のほうでもシリーズで、部分ごとに追っ掛けていきたいというふうに考えてございます。

そんななかで、今、回答にございました津南病院さんの医療で受け入れることができなかったというものも当然あるわけでございます。そのなかでの対応が医療関係者にとっては非常に心苦しいと感じられるものでございましょうが、これは最大限の努力をしたなかでのそういった状況であるということで、非常に最善の療養をしているものということでございます。津南病院さんの今後につきましては、受け入れることができなかった理由、それから、今後どうしたらいいかというそのものにつきましては、当然、設備や人員が非常に大きいものであるというふうに、御回答いただいております。ですので、ここについては、今後、津南病院のボリュームをどういうふうに考えていくかということのなかで、この救急の役割というものをどの辺のレベルまで持っていくかということが必要かと思っております。津南病院の救急の医療レベルというものを、今、お話しいただきました初期治療をして、それから転送するということについての重要性について、津南病院の病院運営審議会等の中でどのように検討されているのかを伺いたいと思っております。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

救急の関係で、病院運営審議会での審議というような御質問でございます。運営審議会では、様々な改善策等々を審議していただいております。そのなかで、救急に関しましても情報提供を行っております。ただ、現状を改善するというような審議ではなく、情報の伝達、それについての認識等々を情報共有していただいているというところでございます。議員おっしゃるとおり、今後の救急の在り方については、常に検討していかなければいけないと思っております。現在のところ、「まず、受け入れる」というような町長の答弁にもございましたとおり、初期評価等々は必ず行いながら、また、必要な場合は高次病院へ転送するという方針でいます。これについても、病院、ドクター、看護師等々と認識を一にして行ってまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

まさにその地道な努力が非常に重要なことであろうと思っております。結局、今までのお話の中で総合いたしますと、津南病院の救急医療問題というものは、設備面の不備とか専門医の不在等を含む人員体制の問題というものが非常に大きいと感じております。救急における津南病院の位置付けというものは、先ほどもお話がありましたように、一時処置をなし

た後の転送を重点に置いた医療機関とするということが根本にあらうかと思えます。そのための人員の配置とともに、今後、もし、津南病院を改築する状況になれば、救急搬出口の構造でありますとか、その位置の検討が救命率向上の要となるということが考えられますが、その辺の将来的な構想というものはございますか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

将来的な構想の中で、ただ今おっしゃった2点につきましては、院内で共有はしていますが、検討の段階ではございません。まだそのような状況のなかで、現在、状況を整理しているところでございます。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

なるべく早くいたす必要のある問題でございます。津南病院の今後をどうしていくのかということは津南町にとっても非常に重要なことでございますし、津南病院が抱える地域医療人口というところの人口の推移を見ながら、今後とも十分な検討をして、あるべき津南病院の姿というものを検討していただきたいということをお願いしまして、今回の質問を終わります。

議長（恩田 稔）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

1番、月岡奈津子です。

通告に従いまして、大きく2点伺います。

1. 自然環境保護条例の制定に向けて、6月議会では希少野生動植物の乱獲、盗掘等、現在、町内で起きている状況を御理解いただけたと思えます。これらの悪質な行為から津南町の希少野生動植物を守るため、また、今後、津南町の発展には改めて自然環境保護条例制定が早急に必要と考えます。これから条例の制定に向け、どのように進めていくのかを伺います。
2. 町内の観光スポットにおける破損又は損壊の恐れのある箇所（山伏山の風穴、竜ヶ窪の標柱、トレッキングコースの各所にあるクマ被害の看板等）の修復の遅れは、津南町の観光に良い印象を与えないのではないかと考えますが、今後の対策を伺います。
壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

1 番、月岡奈津子議員にお答えいたします。

1 点目、「津南町の希少野生動植物を守るため、また、津南町の発展には改めて自然環境保護条例制定が早急に必要と考える。これから条例の制定に向け、どのように進めていくか」についてお答えいたします。議員からは、第 2 回定例会において、動植物の保護を目的とした条例が必要である旨御提案いただき、町としましては、観光産業と自然保護の両方を考えながら、関係機関、関係者と連携し検討してまいりる旨、お答えさせていただきました。7 月下旬には、議会総文福祉常任委員会が自然環境保護の先進地でもある妙高市に研修訪問し、副町長と税務町民課長も同行させていただきました。自然環境等を保護する目的の条例や、新たに制定する開発許可の基準に関する条例等について、中身の濃い研修であったと報告を受けています。町としましては、先行して水源地保全条例の制定に向け取り組んでおりますが、希少動植物の保護につきましても準備を始めております。まずは保護すべき動植物の種類を選定の方法、自然環境の保護や現地の観察チェックをするための組織の構築等、条例制定の根幹となる部分について、更に検討してまいりたいと考えております。

2 点目、「山伏山の風穴、龍ヶ窪の標柱、トレッキングコースの各所にある看板等の修復の遅れは、津南町の観光に良い印象を与えないのではないか。今後の対策は」についてお答えいたします。

山伏山の風穴については、昨年秋にジオパークのジオサイト点検活動の中で石垣崩壊の危険性が指摘され、観光地域づくり課と教育委員会で調査をし、危険と判断して立入禁止措置を取らせていただきました。当該土地が地元生産森林組合の所有であること、町の文化財指定を受けていること、風穴機能を維持したままの修復方法として昔の石積み職人の技術が必要なことなどの要件があり、修繕を含め対応策を考慮するうちに降雪期となり、業者の見積りを取ることができないまま、修繕費を令和 7 年度予算に計上できておりません。当該風穴は 6 月中旬まで雪が残っておりましたので、消雪後、業者に修繕費用の見積費用を依頼しました。次年度以降、財源捻出を含め、修繕を検討してまいりたいと考えております。

龍ヶ窪の見晴台に設置してありました「名水百選 龍ヶ窪の水」の標柱は、今春の雪解け後、腐食により折れておりました。関係各課で協議をし、撮影スポットでもあることから新たな標柱の設置について進めておりますが、材質、デザイン、経費等を含めて詰めております。山中の自然や景観を楽しみながら歩くトレッキングですが、津南町には信越トレイル、スノーカントリートレイル、秋山郷トレッキングコース、中津川左岸散策道の四つのコースが設定されています。各コースは、農道や作業道、他のコースと複雑に交差しているため道標が必要となっておりますが、経費や景観配慮で木製が多くなっています。トレッキングコースでは、山中を歩くところでクマの生息域と重なる箇所があります。鋭い

嗅覚を持つクマは、塗料などのおいに反応するという報告もあるようですが、クマ等の動物が道標にいたずらして破損したのも散見しております。壊れた道標を放置すれば事故につながりかねないため、他の素材で作るなどの対応が必要かと考えます。その破損や倒木等の支障物の点検を適時行い、確認の都度、緊急度の高い箇所から順次、修繕や回復を行い、安全確保に努めております。しかし、一般の国道、県道、町道脇にある観光案内看板も内容を最新情報に更新したり、古くなって不明瞭になった看板を塗り替えたりなど、修繕すべき看板が多数ございます。不要な看板等は撤去し、予算の範囲内で優先度の高い箇所から徐々に看板等を修繕してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

では、再質問させていただきます。6月議会で自然環境保護条例制定の必要について、町で実際に起きている希少野生動植物の乱獲等について、町には事実確認をしていただきました。そのことから、町は今後、「条例の制定に当たり、保護区域の指定、希少野生動植物の指定等、関係機関と相談する。」とのことでした。また、条例を制定しても抑止力になるのか、どのように運用していくのか、どうやって回していくのかという課題も見えました。現在、制定に向けて準備をしている、研究を進めているということで、この条例がこれからの津南町に必要であること、また、重要性を考えていただけたと思います。この条例の制定に当たっては、町の希少な生き物を守るもの、そして、条例を生かす実行性も考えていくということから、ジオパーク事業、教育、観光にも共通して関係してくると思います。まずはこれを始めるに当たり、審議会を立ち上げなくてはならないとのことでした。希少野生動植物のレッドデータを基に保護区域の指定、どの種を守るかなど、動物、植物、樹木、昆虫等、専門的知識をお持ちで、もしかすると町外の先生へのお声掛けも必要だとされるなか、先生方と日頃より活動も一緒にされて詳しい情報もあるジオパーク推進室も関係機関だと思いますが、そちらは条例制定担当課との連携はできていらっしゃるでしょうか。

議長（恩田 稔）

ジオパーク推進室長。

ジオパーク推進室長（五十嵐 誠）

現在、税務町民課のほうで、条例制定についての研究を進めているところでございます。そのなかで今後ですけれども、より専門性のある内容の検討といった場面におきましては、私どもジオパーク推進室、苗場山麓ジオパーク振興協議会のほうに専門員といった立場の者もおります。また、学術指導等が関係する専門の方との連携もございますので、必要に応じて税務町民課と協力しながら、関わっていければと考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

では、その専門家の先生方には、もうお声掛けはされているということでしょうか。

議長（恩田 稔）

ジオパーク推進室長。

ジオパーク推進室長（五十嵐 誠）

現時点では、まだ特定の先生等にお声掛けしているということはありません。しかしながら、また税務町民課のほうとの進め具合の中で、時期ですとか、人選ですとか、人数、そういったものもあるのかもしれませんが、税務町民課のほうと協力して研究してまいりたいと思っている段階です。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

先日、その条例の、妙高市のものをたたき台にというかたちのものを見せていただきました。先生方とのお話のほうは、まずは審議会をとということでしたけれども、そちらのほうの連携をお願いしたいと思います。その先生方をお願いするということは、いつ頃、日にちとか目標、そういうものはありますか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

先ほど、村山議員からもお話いただきましたけれども、まず、この野生動植物、希少動植物の保護につきまして、できるだけ早くというお話もいただいております。先日、視察に同行させていただきました。妙高市さんは先進地でもありますし、国の指定公園という特殊な場所でもあります。津南町も若干一部、苗場地域が入っておりますけれども。地域を限定するかどうかというところは、私、実はそんなに思っていないくて、全域でもいいのかなと思っております。骨格をまず作って、では、何をするのかというところにつきまして、本当でしたら、昨年にお話をいただいた段階で、栄村さんと一緒にどのようなかたちでも考えましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、水のほうを先に今はもう進んでおりますので、それを分けてという段階です。私のほうでは、妙高市さんのほかにも様々な自治体さんの条例を見させていただいたり、勉強させていただいているなかで、一応、妙高市さんのものをベースに考えておりますが、なかなかそれをそのままというかたちにもいきません。動植物の指定につきましても、例えば、「栄村さんと地域的に同じなん

だから、それでいいじゃないか。」という、「とりあえずそれで」という考えもあるのですが、作る以上、それを私が作ると思いますか、もちろん原案は今進めていますけれども、それで良いか悪いかという判断は私にはできません。私にそういう知識がありませんので、そこも含めると、先ほど議員がおっしゃいましたように、審議会等をまず作って、その知識のある専門家の先生方から御意見を頂く。そこで、これで良いではないかと、これが必要ではないかといったところを頂いた後に条例化するのが筋なのかなと、それが常套手段なのかなというふうに私は考えております。今も叩き台のところまでは進めておりますので、先ほど、ジオパーク推進室長が申し上げましたとおり、これから専門家はどの範囲の方々、人数を含めて、その部分を詰めてから紹介いただいて、審議会というものをまず作りたいというようなスケジュールを考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

最初は、やっぱり審議会が立ち上がらなければ条例が進まないということですので、ぜひ、条例作成担当課とジオパーク推進室が先生方の協力を求めて、審議会を立ち上げるため、連携を取って進めていただきたいと思います。

そして、少々、条例の内容になりますけれども、この条例制定に当たっては、以前から住民の方々が町の宝を心ない捕獲者に奪われることに何もできないままいたことや、これからの町の発展にも備えるといったこともあるかと思えます。このことは次世代に町の文化としてつなぎ、今後、町の自然の持続化にも関わる条例制定になるとも思われます。この条例を定めた背景や、込められた思いが伝わるように条例の基本構想に自然環境保護のため、住民のスローガンである「苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章」を入れてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

議員の御提案は、恐らく条例でいう前文の辺りを意味するのかなと思います。今、私のほうでたたき台ということで進めております。私のほうで今進めている内容としましては、条例自体は条例で進めておるのですが、条例の中に、先ほども申し上げました審議会の設置、これも条例に規定しなければいけませんし、それから、その審議会で何をするのかという具体的なところ、それから、そもそも保護条例自体の趣旨、条例にある趣旨以外の基本的なところ、これを妙高市さんですと、条例の中で基本構想を定めるということで別枠で定めております。こちらを参考にさせていただいて、基本構想の部分で、今ほどのいわゆる条例の前文という部分の構想を記載ができればいいのかなというふうに考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

このスローガンを読ませていただきます。「自然の中で遊び、自然と共に育とう。人を知り、動植物を知り、山を知ろう。川や池を美しく綺麗に保ち、水を大切にしよう。里山を綺麗に保ち、動植物と共存しよう。」と、このことをはじめに掲げていただきたいと思います。住民のスローガンも生かされて、子どもたちや誰が見ても伝わりやすい条例になると思います。ぜひ、住民の思いのある津南町らしい条例の制定になると良いと思います。

また、次に抑止力なのですけれども、前回、町長は「条例を制定しても、その抑止力になるか。」とも言われたと思います。栄村では、2023 年に条例を制定後、チョウチョの数が増えてきた、戻ってきていると調査員の調べです。また、条例を制定しても、まだ電話で「じゃあ、何の虫取っていやんだ。」と掛けてくる方もいらっしゃるそうです。そういう時も、「条例がありますので、御自分でお調べください。」などと捕獲者に警告できると、このことは何よりの抑止力になっていることではないかと思います。また、条例制定に当たっては、条例を生かす、実行性を高めることも考えていかなければならないと思いますが、津南町教育振興基本計画の中に「豊かな郷土学習のステージ ジオパーク」にあります、「今後の津南町の持続的な発展にも関わる大切な資源として、自然保護・保全する活動が望まれることや、重点的な取組として、貴重な動植物などの保護への関心を高め、取組を始めます。」ということが計画にあります。この活動は、何か具体的な計画はされておりますか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。具体的に子どもたちの自然保護についてでありますけれども、ジオパークの学習をするなかで、具体的にいろんな景観だとかそういうことについての関心の学習もありますし、また、例で言いますと、今年・去年と 5 年生がジオパークの関連で、中津川の河川で体験するような学習も行いながら、川での水質環境、水生動物等についての関心なんかも持っていたところがございます。そこで具体的にこんな生き物がこの貴重な中津川の中にはいるのだということの学習はしていると思います。ほかの部分でどう具体的にしているかということは、そこまでは把握はしておりませんが、いろんな理科の学習だとか総合的な学習の中で、取り組んでいることかなと思っています。これからこうした条例が具体的になっていけば、それに合わせながら、子どもたちに対しましても、町民への啓発も含めて、どんなところを具体的に子どもたちに学ばせながら、あるいは守っていくあたりのことも一緒に考えていくような場というのは、今後、必要になってくるかなと思っています。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

また、私もこのような活動もしてはどうかと思うことを一つの言わせていただきます。例えばです。子どもたちのジオパークの野外活動の中にギフチョウの食料となるカンアオイというハート型の葉っぱなのですけれども、そのカンアオイを植えることなど、それはチョウチョも育てる、植物も育てるということで、両種の保全活動にもなります。この活動は、山の中だけでもなくて、もう栄村でやった事例ですと、学校の近くにその葉っぱを植えたところ、希少なチョウチョが早速卵を生みつけたことが分かっております。観察しながら子どもたちも動植物を守っているぞ、育てているぞという活動が学習になったり、啓発して抑止力にもなるのではないかなと思います。このような取組は、将来、津南小学校近くの森でできそうですけれども、いかがでしょうか。

議長 (恩田 稔)

教育長。

教育長 (島田敏夫)

貴重な御提案、ありがとうございます。そういった活動については、森林組合等でブナの木や植樹等があったかと思いますが、そういうものに自主的に参加している子どもたちもいるのではないかなと思っています。そういった今のギフチョウの、タンアオイを植樹ということでありましたけれども、単発にその活動をやっても、子どもたちの中にその意図だとか、そういうことはやっぱりうまく伝わらないことがあったり、単発で終わってくる可能性がありますので、これからジオパーク活動を進めていくなかで、子どもたちの関心がどういうところに向いていくかにもよってくるのではないかなと思います。また、条例が制定された際には、そういった動植物をこんなふうを守っているのだというなかで、では、自分たちがどういうふうに参加したり、働き掛ければ守っていけるかということ子どもたちが学んでいくなかで、ある程度、そういった知識を与えながら、できれば子どもたちから自発的に出てくるなかで進められると、より意味があるのかなと思っています。貴重な一つの例として、参考にさせていただければと思っています。ありがとうございます。

議長 (恩田 稔)

1番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

本当に津南町でチョウチョがいっぱい飛ぶのを子どもたちに楽しみながら学習していただきたいと思います。

次は、観光にも条例制定に向けて、ジオパークと関連した観光も可能なのではないかなと思います。この条例を規制するだけではなくて、地域に恩があるように、また、津南町の存在価値を上げるものとしてです。現在はまだ条例がないので、ギフチョウなどは乱獲を防ぐために、現在、居場所を明かせない、公にできない状態です。以前、東京からマイクロ

バスでツアーを組み、秋山郷の旅館に宿泊をしてギフチョウを捕りに来るということがあったそうです。当時、大変切ない事例ですが、逆に考えれば、それが観光として人を呼ぶことができるのですから、これを津南町の観光へ考えると、例えば、うもれあに立ち寄って秋山でチョウチョや昆虫の季節限定の写真を撮って、津南町で宿泊をしていただいて、おいしいご飯を食べるツアーや、ジオパークのトレッキングコースの山道の橋には貴重なランや草花など植物も生えています。ぜひ見に来てください、観察しに来てくださいと希少野生動植物が観光資源になるのです。このことは調査管理されている方々もぜひにとおっしゃっています。こうして条例の制定が進むに当たり、以前から期待されるジオパークと観光の連携で新しい津南町も見られるのではないのでしょうか。観光地域づくり課にとっても、津南版エコツーリズム・エコツアーのような町の価値を上げた観光もできると思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御提案、ありがとうございます。まさに議員おっしゃるようなところは望むところも当然あるのかなとは思いますが。観光客のモラル意識がどこまで期待できるかということもあるのですけれども、前向きにそういったものも考えていければなというふうに考えます。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

自然環境保護条例は、観光にも大きく生かされていくのだと思います。津南町の観光資源をどんどん外へ発信していただきたいと思います。自然環境保護条例の制定が津南町の住民の誇りとなり、町の価値を上げていくことの大切さに向け、何度も申し上げますが、関係機関と連携を取っていただいて、早急に審議会を立ち上げて進めていただきたいと思います。条例制定については以上です。

次に、観光スポットにおける修繕に関して質問させていただきます。山伏山の風穴は、昨年秋から立入り禁止というロープが現在も張られております。トレッキングで8月の暑い日に行きましたが、近寄れず残念でした。修繕工事費が高額になっているのは分かりました。それに対して、昨年从那れが立入り禁止になってから1年間の間に更に修繕箇所が増えてしまったとか、それで見積りが上がってしまったということではりませんか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほど、町長答弁にもありましたがおり、非常に高度な技術を要求する修繕になるかな

というところは、去年の秋の段階で分かっておりましたので、そこから、どうしようかなという話をしながら降雪期を迎えてしまったために、翌春になっております。現在、最初に石の割れが見つかった面、長野側の面なのですけれども、ここを中心に考えていたのですけれども、工事業者の方に確認したところ、階段側の所も積直しが必要かなと指摘をされておまして、そこら辺も合わせて修繕費が高騰しているというところもあります。議員おっしゃるように、放置すればするほど、また修繕費も上がっていく可能性もありますので、ここら辺は対応を考えていければというふうに考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

修繕費用の手間や修繕工事費用は高額ですが、どうしても元のように直していただきたい理由があります。山伏山の風穴は、涼しさを体感できる、ジオパークのマップに載っている、人を呼び込み、その歴史と神秘的な現象は何とも言えない感動していただける貴重な体験スポットです。行かれています方も少なくはないと思います。リピーターも多い観光スポットです。そこで、今年5月に町が行いました、「津南町二十歳のつどい」での苗場山麓ジオパーク認知度アンケートの結果です。津南町で育った成人の皆様の今です。「ジオパークを覚えている人」約90%。そして、「おすすめのジオサイトは」という質問に、「風穴」と「竜ヶ窪」という方が60%でした。「また津南町に戻ってきたい」、そして、「地元で現在住んでいる人」が60%いらっしゃいました。ほかには、「県外の人に自慢できる所なのだと感じた」「地元の魅力を知れた」「大学の友達に津南のおすすめを教えた」「観光地を紹介できた」など、津南町の援護射撃をしてくれている成人の皆さんが育っていることは何よりの喜びであり、町全体が教育の場所にもなっていると思います。この成人の皆さんが誇りに思っている場所、そして、戻ってきたい場所、津南町の観光資源をこれから残していただきたいのです。予算に上げていただけるということによろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

山伏山の風穴に関しましては、私も非常によく友人等を連れていったりということで、おすすめのジオサイトかなというふうには思っております。今ほど、議員からもジオパーク学習を経た子どもたちが成人して、なおかつ、印象に残っているというようなことも言っておられましたので、こういった方々からの支援等も含めながら、財源は確保していければいいかなと考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

またもう一冬越すことになってしまうということですか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

現時点で、もう一冬越さざるを得ないというふうには思います。

議長 (恩田 稔)

1番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

業者の方に伺いますと、工期は三、四週間程度掛かると言われておりました。更に傷まないように願うばかりなのですけれども、早めに直していただきたいと思います。

また、竜ヶ窪の標柱も同じです。これから直していただけるということですが、折れてから一夏、そのまま倒れているのを風穴と同じく観光客はどう思っていたでしょうか。観光は、津南町のファンになっていただく外貨が落ちる大事なところですよ。しかも、駐車場料金を頂いているのですから、なおさらです。しかし、修繕することの優先順位は遅いと思います。一日でも早く修繕されることが望まれますが、今回、町に聞いたところ、風穴はジオパークの中だけでも、修繕は観光地域づくり課、竜ヶ窪は税務町民課の担当ということで、それぞれでして、数ある町内の観光資源の維持・修復を速やかに、かつ効果的に行えるような資金や基金を設置できないのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

御提案、ありがとうございます。先ほど来、この風穴も含め、他の観光施設も含め、議員のほうから特に風穴当たり至急直したほうがいだろう、今冬を超えるとまた傷みがひどくなる、修繕費が嵩むだろうというような御懸念もありますし、また、今ほどの竜ヶ窪の標柱も、春先、折れているということが分かったなかで少し対応が遅れたというようなことでした。そういったなかで、私どもとしてもすぐに対応したいというところはあるのですけれども、先ほど、議員もおっしゃった町の財政的などころからいくと、こういった修繕費は、やはり優先順位を付けながら、町全体のことを考えながら、やはり財政措置をする必要はあるのだらうと思っています。また一方で、町の財政だけでは厳しいということであれば、クラウドファンディングとか、ふるさと納税とか、今、議員がおっしゃったような基金とか、こういったものが考えられないかということは、また検討する余地はあるのだらうと思っています。そういったなかでも、大変申し訳ないのですけれども、すぐにできる部分、なかなかできない部分、町の財政踏まえて研究させていただければと

思っています。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

私も近隣の市や町へ伺ってきましたけれども、十日町市、南魚沼市、湯沢町も観光基金というものはありませんでした。湯沢町は、これから観光税の導入がされるのかというところでございました。十日町市の取組は参考になったのですけれども、一度、観光に来られた方に「アンケートに答えていただくと特産品が当たりますよ、当たるかも」ということでした。承していただいて住所を伺って、年4回、四季折々のDMを送るのだそうです。DMの最後に、観光における協力金やふるさと納税のQRコードを貼り付ける、そして、再訪問を促す努力をされていました。その成果もあり、また新たな観光へと進んでいました。十日町市さんは大きい観光の場所がありますので、そちらも収入源にもなっているということでした。また、妙高市では、以前、津南町もイベントで連携していたYAMAP（ヤマップ）さんと仕組みを作って、PayPay（ペイペイ）で入山料が支払えることをしているようです。山の入口にQRコードですか、あれを置いて、そういうものを行っているそうです。この電子決済は、津南町でも手薄になったときの竜ヶ窪の駐車場料金支払いや、今回で言うと、風穴の立入り禁止の看板の所にQRコードをくっつけて、ピッと「なんとか協力金」というかたちもできるのではないかなと、大きいものにはできるのではないかなと、そんなことも思いました。あとは、津南町でできることは何かと思った時に、いつもこう県内・県外で津南町の地元新聞を購読されているファンの方や、故郷津南町を遠くから応援してくださっている方は驚くほどたくさんいらっしゃいます。本当に驚くほどたくさんいらっしゃいました。そんな方々に津南町の季節を感じてもらえる、ちょっとした今とか、昔と変わらないものとか、今困っていることでもいいと思うのです。そういったものを一緒に共感していただいて、A4の紙でいいと思うのです。その裏面にはやっぱりふるさと納税や協力金のQRコードがあるという、そういったDMを新聞折込みに入れていただいて送るとか、これも一つの観光だと思うのです。魅せる観光ですし、やっぱり遠くで津南町を気に掛けていただいて、その新聞を読んでいただいているわけなので、ちょっとしたうれしさもあつたり、頂いた方もうれしいのではないかななんて思いました。その新聞の隙間も使った、利用した観光、そういったものも観光資源の修復に役立てられるのではないかなと思いました。こういったかたちもいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

議員がおっしゃっているところは、総合振興計画の中にも、いわゆるファンからサポーターへのサポーターサイトというかたちで、一つの目標として挙げさせていただいております。観光でそこら辺はまだ実現しているわけではないのですけれども、今はSNSとかい

ろいろありますので、どういったかたちが良いのかなというところではあります。そういった方々から、町に対して非常に好意的に思っただけに観光の方々がサポーターになっていただけるというのも一つの手法かなとは思っていますので、財源の一つとしては、いろいろ考えていければなというふうに考えます。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

ぜひ、計画にあるだけではできないと思いますので、動くことからやっていただきたいと思ひます。

観光のほうも、来年は日本ジオパークの再審査もあります。観光資源整備に力を入れることも、これから大事なことはないでしょうか。津南町の一生懸命に人は共感してくれると思ひます。時にいろいろな所も巻き込んで、観光資源の回復・修繕が一日でも早く進みますように、さらに、津南町の観光産業が滞ることなく発展することを願ひまして、質問を終わります。

議長（恩田 稔）

換気のため 2 時 55 分まで休憩いたします。

—（午後 2 時 35 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後 2 時 55 分）—

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

2 番、滝沢萌子です。

通告に従い、質問いたします。

1. ニュー・グリーンピア津南の譲渡に係ることについて。

（1）外国資本が入ることでのメリット・デメリットをどのように捉え、結果として津南町に与える影響をどのように考えていますか。

（2）優先交渉権を付与するに当たり、購入意向書に示されている内容の実現性の精査はどのようにしましたか。

（3）インターコンチネンタルホテルズグループとの契約の実現は、どの程度見込みがあるのでしょうか。

（4）売却先と協議した結果、協定書には売却金額、振込期限や方法、土地の範囲、水源地の考え方、ホテルブランド名は記載されるのでしょうか。内容について、締結前に議会として確認できますか。

（5）これまで町から示されてきたスケジュールからはどんどん遅れていますが、今後

のスケジュールはどう考えていますか。

(6) 現在、聞こえてきている住民の声をどう受け止めていますか。また、その声を聞いた上で方向性が変わる可能性はありますか。

(7) 10 億円、また、100 億円規模の資金調達について、優先交渉権付与評価表では匿名投資組合の出資となっていますが、SPC（特別目的会社）ではないのでしょうか。投資家を確認しているということですが、何を確認したのでしょうか。

2. 大きな2点目、ニュー・グリーンピア津南に係るこれまでの進め方について。

(1) ニュー・グリーンピア津南をどうするかについての協議が始まった頃、「貸す・売る・壊す」の案を議論するために売れるのか調べようということになりました。しかし、話が進むにつれ、その議論はされずにコンサルタントへの報酬が可決されなければ内容を示してもらえないという事態になりました。かつ、我々にはA社・B社の詳細は明らかにされないまま優先交渉権の付与に至りましたが、これまでの流れについて、どう捉えていますか。

3. 大きな3点目、譲渡に係る(株)津南高原開発について。

(1) (株)津南高原開発の今後や従業員、町内事業者への影響について、どう捉えていますか。

(2) 今年9月以降、来年3月以降から工事までのスケジュールについて、協議はどこまで進んでいますか。

4. 大きな4点目、ニュー・グリーンピア津南にある水源地と自然資源に関する条例について。

(1) 水源地に関しては、米原地区以外の場所は現時点でどこが確認されていますか。調査しているのは土地全域でしょうか。調査期間はどの程度を想定していますか。

(2) 自然資源に関する条例について、進捗状況はどうですか。開発が始まってしまっただけでは遅いと思われそうですが、マスタープランができる前に間に合わせることは可能でしょうか。

(3) 他の自治体の事例が様々あるなかで、津南町として自然資源を守るための仕組みをどのように考えていますか。379haの広大な土地を全て開発可能にするかどうか、現時点でどう考えていますか。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

2番、滝沢萌子議員にお答えいたします。

大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南の譲渡に関する御質問の1点目、「外国資本が入ることでのメリット・デメリットをどのように捉え、結果として津南町に与える影響をどのように考えているか」についてお答えいたします。

外国資本が入ることでのメリットは、グローバルの視点で経営、運営ができ、グローバ

ルの市場の活力を直接取り込める点です。また、現在ではインバウンド需要を避けてビジネスプランを計画することもできません。具体的には、まず、国内資本だけでは確保が難しい大規模な投資資金を導入できる点が挙げられます。これにより、施設の改修や新たな観光コンテンツの整備が進み、町の観光振興や雇用創出、交流人口の拡大につながることが期待されます。また、国際的なネットワークやブランド力を生かすことで、安定した集客が得られ、津南町の知名度向上にも寄与する可能性があります。

一方でデメリットとしては、外国資本によるグローバルな経営方針が必ずしも日本の地方特有の慣習と合致しない場合もあります。また、町民の中には、外資ということで、歴史観や国内の風評もあり、地域資源の利用や環境保全に関して懸念する声が生じる点が考えられます。

これらを踏まえ、町といたしましては、外国資本の参入そのものを一概にマイナス評価するのではなく、違法外国人と一線を画すルールにのっとり、厳しいグローバルな法律の中で事業をされている方々は、地域にとってのメリットを最大限に生かしつつ、町民生活や環境保全に不利益が生じないように、契約条件や協定、モニタリング体制を通じて適切に関与していくことが重要であると考えております。結果として、地域の持続可能な発展に資するかたちで事業が展開されるよう、町として責任を持って対応いたします。

2点目、「優先交渉権を付与するに当たり、購入意向書に示されている内容の実現性の精査はどのようにしたか」についてお答えいたします。まず、この度の民間譲渡先選定支援の委託先であるサヴィルズ・ジャパン(株)を通じてニュー・グリーンピア津南の民間譲渡先を募った際に、2社からの札入れがありました。この応札、一般的な言葉では応募してもらう際に、町からの条件や確認事項に対する回答を記載した「購入意向書」を提出していただきました。町は、これについて不動産の専門家であるサヴィルズ・ジャパン(株)からの分析も参考に評価を行い、2社のうちの1社、(株)イントランスに優先交渉権を付与いたしました。本来、他の入札やプロポーザルと同様に、審査と評価過程については行政裁量に含まれるものと解しておりますが、議会からの要望もございまして、評価書については、議会の皆様にお伝えしております。購入意向書を精査するなかでは、両社ともに、質問書や実現可能性、事業者の実在の確認も含めて、本社に私をはじめ職員で直接出向き、確認・インタビューをしております。また、両社ともに優先交渉権を付与する前の段階でありますので、実現可能性の確約という意味では、プラン内容は完ぺきな状態ではありません。そのなかで、町としては、計画の数字や実績などについて検証し、具体的に更に話を進めておられる(株)イントランスに優先交渉権を付与いたしました。

3点目、「インターコンチネンタルホテルズグループとの契約の実現は、どの程度見込みがあるのか」についてお答えいたします。私が(株)イントランスの東京本社を訪問した際に、(株)イントランスと一緒に IHG ホテルズ&リゾートを訪問し、アジアパシフィックの代表とお会いした上で、グローバル戦略、日本全体のマーケット、特に地方、これまでメジャーではなかった地方のマーケットの成長可能性についての御知見もお聞きいたしました。実現性の精査に関係しますが、(株)イントランスが言っているリニューアル後の客室平均単価の水準が妥当であると判断しました。また、IHG ホテル&リゾートは、「IHG のいずれかのブランドホテルの進出をしたい。」とっております。「その上で、お客様を呼べる、町の中のコンテンツ、また、十日町市などもっと広い範囲を含めた広域のコンテンツ、そして、敷地

内のコンテンツをどの程度充実できるかがプロジェクト成功の鍵だ。」と言っておられました。これまでお伝えしてきたとおり、優先交渉権を付与したことによって、㈱イントランスも本格的に IHG など関係者と協議を着々と進めておられます。

4 点目、「売却先と協議した結果、協定書には売却金額、振込期限や方法、土地の範囲、水源地の考え方、ホテルブランド名は記載されるのか。内容について締結前に議会として確認ができるか」についてお答えいたします。今後の予定では、9 月末の協定書締結を経て、最終的な売買契約に進む計画であります。契約として法的に記載しなければならない部分はもとより、順守してもらいたい事項など法的拘束力がない事項についても、どちらかに落とし込んでいくつもりです。タイムスケジュールとして、協定書を先に締結いたします。協定書にどこまで記載するかもこれからの協議、まさに今、この下で協議が行われておりますけれども、ホテルブランドなど町や㈱イントランスの裁量で確定しないものについては、協定書の時点では記載しない可能性もございます。先日、8 月 6 日に開催された議会懇談会でも㈱イントランスやサヴィルズ・ジャパン㈱から説明があったかと思いますが、議会として要望があれば事前にお知らせいただき、㈱イントランスへ要望していきたいと考えております。その上で、今後、まとまった協定書内容等については、皆様にも御説明を差し上げます。

5 点目、「これまで町から示されてきたスケジュールからはどんどん遅れているが、今後のスケジュールはどう考えているか」にお答えいたします。本件は、高度成長、日本のバブル期の不良資産処理の最難関のものの一つであります。これまで 40 年にわたり、町観光の中心的存在であったニュー・グリーンピア津南を民間譲渡するという一方で、町役場の普段業務のレベルを超える相当大的な事業であります大型ホテルリゾートの売却は、不動産のプロでも難しい仕事であります。さらに、テナントの不良債権が絡み、かつ、行政の財産ともなれば、難易度は最高度であります。予算確保、交渉、議会・町民・マスコミへの説明、事業の中身の精査、国・県への情報提供・連携などなど、より慎重に進めてまいりました。お示したスケジュールは現時点での最短のスケジュール案となります。先日、開催した 8 月 6 日の議会との懇談会で最新のスケジュール案もお示ししてありますが、これらにつきましても、今後、㈱イントランス、㈱津南高原開発、地元金融機関である第四北越銀行、県、国、などなど、より複雑な複数の関わりのなかで民間譲渡を進めていく必要がございますことから、計画に遅れが生じることも想定されます。したがって、スケジュールについても、期限ありきではなく、それぞれの関係者と歩調を合わせ、より柔軟性を併せ持ちながら対応を進めていく必要がございます。

6 点目、「現在、聞こえてきている住民の声をどう受け止めているか。また、その声を聞いた上で方向性が変わる可能性はあるか」についてお答えいたします。8 月 30 日、31 日にニュー・グリーンピア津南施設民間譲渡町民説明会を町内 8 か所で開催いたしました。町民の皆様からは、水源のこと、雇用のこと、㈱イントランスへの御不安など、様々な御意見を頂戴いたしました。御心配、御不安なことについては理解でき、真摯に受け止めさせていただいたところでありますし、一方で、期待、冷静に受け止められた御意見についても真摯にお聞かせいただきました。㈱イントランスへ優先交渉権を付与するなかで、この度、町として保有しきれなくなったニュー・グリーンピア津南を民間に譲渡し、町の資産の再生を進めている方向性については、民意の度合いを量ってございますけれども、冷静に受

け止め、これから世論の中で意見形成が行われていくものと考えております。一方で、外資が関わることや、水資源を守らなければならないこと、(株)津南高原開発との今後の関わり、従業員雇用がどうなるかなど、対応しなければならないポイントについて、引き続き検討・協議をしておるところです。これらの声を受けて方向性が変わる可能性についてありますが、将来的な町民・町の発展、あるいは津南町も含めた広域エリアでの発展、そして、町の財政の観点からしますと、この方向性につきましては御理解をいただくよう、真摯に努力をしております。

7点目、「10億円、また、100億円規模の資金調達について、優先交渉権付与評価表では匿名投資組合の出資となっているが、SPC 特別目的会社ではないのか。投資家を認識しているということだが、何を確認したのか」についてお答えいたします。結論から申し上げますと、議員御賢察のとおり、SPC、いわゆる特別目的会社が買主となり、買主 SPC に対して投資家が出資をする、そういった枠組みの予定です。売買代金としての10億円にきましては、資金調達のめどが付いたと(株)イントランスから一昨日聞いております。一般的に現時点では投資家の名前までの開示を求めませんけれども、売買契約締結前には、反犯罪収益移転防止法のガイドラインに沿って SPC の本人確認を取っていきます。

大きな2点目、「ニュー・グリーンピア津南に係るこれまでの進め方に関し、これまでの流れについてどう捉えているか」についてお答えいたします。現テナントである(株)津南高原開発の経営支援につきましては、私も町民説明会で御説明いたしておりますけれども、賃料の免除、減免、変更契約に加え、令和4年度からの1,000万円の施設管理料の創設、30万円以上の修繕費についても条例で定め、その都度、改正させていただき、町負担で行ってまいりました。次回の更新については、令和6年2月、「町から今まで以上の経済的支援がなければ継続できない。」との社長からの御相談があり、議会の皆様にもお聞きいただき、会議記録が複数残されております。(株)津南高原開発としての信用不安や、従業員の雇用に関わる場所でもありますので、社長のお願いもございまして、外に漏れないかたちでの会といたしました。相当数の打合せを議会とも行ってまいったことは議会報でもお伝えしていただいたとおりであります。そのなかで、町として、これ以上の財政的支援や、今後、更に増大する修繕費の支払いは、町財政全体に深刻な影響を与え、将来禍根を残すこと、一方、ニュー・グリーンピア津南観光施設が無くなることで、町の観光政策、誘客、経済活力に与える影響については、これまでも御説明を行ってきたと思っております。また、ニュー・グリーンピア津南が無くなったとして、解体には財政的に有利な起債などを活用することができません。野ざらしになる可能性が極めて高いということについても御説明をしております。具体的に、「貸す・売る・壊す」について決定したことはありませんが、新たな経営先候補が見つかった以上、壊す選択については、町としては無いものと考えております。

A社・B社といたしましたけれども、このうち、優先交渉権を付与したのは(株)イントランスであります。B社については詳細を明らかにしておりません。入札に応じた2社のうち、優先交渉権をどちらに与えるかについては町行政の裁量であり、議会からは優先交渉権を付与した(株)イントランスの是非について、今後、議論をお願いしたいと考えております。

なお、プロポーザルなど、複数の企業の優劣を諮り1社を決定することはありますが、

採択されなかったほうの事業者のプランや企業名を公表することは通常ありません。

大きな3点目、譲渡に係る(株)津南高原開発に関する御質問の1点目、「(株)津南高原開発の今後や従業員、町内事業者への影響についてどう捉えているか」についてお答えいたします。(株)津南高原開発の今後については、現在、町、町弁護士、(株)津南高原開発と同社の顧問弁護士、債権者であります第四北越銀行とその顧問弁護士など、関係者による協議が進められております。今後、協議により決定した重要な事項については、雇用主である(株)津南高原開発様から速やかに従業員及び取引業者など、関係者に御説明いただきたいと考えております。

なお、地元町長といたしまして、私から直接、早いころに(株)津南高原開発の従業員の皆様に説明をするということも言ってありまして、現在、(株)津南高原開発の顧問弁護士を通じ、日程調整をしていただいているところです。

2点目、「今年9月以降、来年3月以降から工事までのスケジュールについての協議はどこまで進んでいるか」についてお答えいたします。企業側としては、町が具体的な譲渡先として(株)イントランスを選び、優先交渉権が与えられた時点から、各関係者との調整がスタートとなります。8月6日には、議会の皆様に(株)イントランスから約2時間にわたり説明がされたとおり、今後の様々な魅力的なコンテンツ戦略からホテルの改装プランまでの全体的な計画が立てられます。これには相当な時間が掛かり、現在は建築業者の不足などもあり、設計と工事までには一定の年月が必要という御説明も伺ったところです。今後、投資額についても60億円から100億円となりますことから、慎重に計画策定に向かっていることとお聞きしております。したがって、リニューアル工事、敷地のどのような活用かがいつ始まるかにつきましては、すぐに決まるものでないということを御理解ください。

なお、10月以降、来年3月末までは、(株)津南高原開発から引き続き営業を続けていただけるよう、現在、話し合いを続けております。来年3月末以降の経営等については、(株)イントランスを含め、複数の関係者と引き続き慎重に協議を行ってまいります。

大きな4点目、ニュー・グリーンピア津南にある水源地と自然資源に関する条例についての御質問の1点目、「水源地に関しては、米原地区以外の場所は現時点でどこが確認されているか。調査しているのは土地全域か。調査期間はどの程度を想定しているか。」についてお答えいたします。米原地区以外の水源地として、現在、(株)津南高原開発は、反里口・秋成集落の湧水について、使用契約若しくは覚書を締結していると聞いております。町は、両集落の水道役員にこの湧水の水源地について確認をいたしました。明確な場所は特定できないと伺っております。そこで、特別な外部調査をすることなく、おおよそこの区域一帯を売却せず賃貸借契約とすることで対応いたします。

また、先日の町民説明会において、水源地に関する提案や報告も頂きましたので、現在、現地の状況を確認しております。

2点目の「自然資源に関する条例制定の進捗状況とマスタープランができる前に間に合わせることは可能か」、3点目の「町として自然資源を守るための仕組みと広大な土地全てを開発可能とするか」についての御質問は関連がありますので、一括してお答えいたします。

自然資源に関する条例につきましては、先ほど、月岡議員の御質問にもお答えしました

が、町に存在する貴重な野生動植物の保護を図り、次世代に継承することは必要なことであると考えております。制定の時期につきましては、できるだけ早期にできればよいのですが、保護すべき動植物の種類を選定、自然環境の保護や現地の監視・指導等を行うための組織の構築など、基礎となる部分をしっかりと構築しながら進めてまいりたいと考えております。なお、開発が行われることについては、全ての土地や山林を切り崩して行うような大規模な開発については、町の意見と県知事の許可が必要となることから、そのような想定はしておりませんし、世界的な観光の流れからはやりません。既に令和2年5月13日、ポストコロナを見据えた観光地域づくりレポートがDMO推進室から出ております。これも御覧いただきたいと思っております。また、ニュー・グリーンピア津南の開発に限らず、町全体のための条例制定とする必要があることから、これはこれとして別次元で策定時期に縛ることなく条例化は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

それでは、再質問させていただきます。

1点目の外国資本のほうでございますが、(株)イントランスさんの公式サイトによりますと、「強みは、中華圏資本及び人脈をベースとした中華圏におけるネットワークです。」と書かれています。社長のほうからも「中華圏の送客システムがあり、それが会社の強みでもある。」ということをおっしゃっていました。先ほどのお話にもありましたように、インバウンドは外せないことだと思いますし、観光で成功を収めるのであれば、必ずそこを見据えなければならないとは思いますが、そういったなかでも、雇用であるとか、そういった面で人口が増えるという面は、良い面も、あるいはまた別の面もあると思います。ほかの自治体、観光地などでもそういったこともあります。増えていった人口、あるいはお客様が国外の方々ということが増えていくというなかで、自治体や町内の中で受け入れる体制というのは取れると思って進めておられるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

まず、国内の他の(株)イントランス様の運営につきまして、町が外国人だらけになるとか、働く人も外国人だらけになると、そのような事例は見当たりません。もちろんインバウンドを見越した海外の方の雇用も一定数あり得るかと思っておりますけれども、英語対応や文化的な配慮ができる人材が地域にいる場合、そのような方は津南町の魅力を発信する貴重なプロモーターとなりますので、雇用を優先していただけるよう交渉はしていく所存であります。

町民説明会でも御説明をいたし、また、議員からもほとんどの会場に来ていただきましたし

たので、お聞きしているかと思えますけれども、県内インバウンドの状況として、国の割合が記載されているグラフを私はお示ししたところであります。今後、県としても、フランスやイギリスなどの誘客に力を入れたいと、今年当たりから、そのようなことでもって政策を強化しておられます。町といたしましても、県と連携をさせていただくなかで、この度は英国のホテルブランドでありますから、ある程度広い世界の方々が安心して泊まれる一定の品質であるということを考えておりまして、決して特定の他国に偏った客層になるとは一切考えておらないところであります。

また、これも町民説明会でお話ししておりますけれども、既に皆様にも私のほうからお話ししましたように、基本的には国内の長期のお客様を目指す。長期というのはどういった意味かと申しますと、津南町の自然や文化、ライフスタイルを深く楽しんでもらえるような客層を目指すというところでありまして、既に先ほど申し上げました令和5年5月に出しました、ポストコロナを見据えた観光のレポートというところにも記載をいたし、町内事業者の皆様と力を合わせて、このような方向の中で政策を推進してまいりたいと思っていますところであります。

海外の方の対応ですけれども、昨冬の越後湯沢を例に出しますと、非常に多くの海外の方がいらっしゃっていたのは御案内のとおりかと思えます。湯沢町役場によりますと、一部対策が必要なものは出ておりまして、今、検討されているというところであります。湯沢町を例に取れば、個別の対応は、他のインバウンド先進地域を参考に対策していける範囲に収まると見ておられます。この点につきましては、もちろん優先交渉を与えました(株)イントランスとも議論をしてみたいと思っておりますし、議員御懸念の全国的に問題となるような問題につきましては、国としても政策議論が進むことを想定としておりまして、国と連携をしながら足並みを揃えてまいりたいと思っております。見えないなかでの皆さんの御不安が大きいと思えますので、そのような外国人問題につきましては、しっかりと情報を整理し、過度な不安に陥らないよう情報提供、啓発事業も町としては考えてまいります。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

湯沢町のほうでもいろいろ話があるというのも伺っております。そういったほかの事例を参考にしながら対策していくというのも非常に大事だと思うのですが、目標としているのは国内長期。県が目指しているのがイギリス、フランス。そして、(株)イントランスさんが強いのが中華圏ということで、割かしこう、どうなるのだろうみたいなところが若干ありますけれども、話が進んでいくなかで、もう少しはっきりその辺のターゲット層なんかが分かってくるといいのかなと思います。時間がないので次に行きます。

2番の内容の実現性ですが、実績であるとか、そういった点もあると思うのですが、これが4のほうとつながっていくので、まとめて話させていただきます。実現できるかどうかというのは、やっぱり資金がちゃんと確保できるかどうかというところにもよってくると思います。ほかの自治体などでこういった大きな案件の時には、銀行さんから借りるのであれば有資証明書であるとか、投資の場合は証明書がないので銀行の残高証明書とい

うものを必要とすることがあるそうです。協定書締結に向けて、証明書が必須だと思うのですが、こういったことを用意する予定はありますか。

議長（恩田 稔）
副町長。

副町長（根津和博）

町長の答弁にもありますとおり、とりあえず 10 億円は銀行からの有資ではございませんので、銀行からのそういう証明書の添付はございません。

議長（恩田 稔）
2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

であれば、銀行の残高証明書が必要になると思うのですが、それはどうでしょうか。

議長（恩田 稔）
副町長。

副町長（根津和博）

その残高証明書というのは、何のための残高証明書なのでしょうか。

議長（恩田 稔）
2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

㈱イントランスさんのほうの財務の話題が出たりしますけれども、確実に 10 億円が支払えるのかどうかというのを自治体に提出することがあるそうです。ほかの自治体でも、案件が大きければです。そういった場合の残高照明というのを一緒にしてくれないと、本当にお金が払えるのかどうかという証明にならないと思うのですが、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）
副町長。

副町長（根津和博）

それは㈱イントランスの預金の残高証明という意味なのでしょうか。投資家のほうが 10 億円を用意するということですので、そこら辺は特に必要ではないのかなと感じますが。

議長（恩田 稔）
2 番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

私が伺った方からの話ですと、投資家の方の残高証明若しくは㈱イントランスさんに入金されたという残高証明、もうこっちのほうが大事だと思いますけれど、㈱イントランスにちゃんと入金されましたよ、10億円ありますよ、支払いますよ、という証明になると思うのですが、どうでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

そこら辺は必要であれば、確認をしていきたいと思います。

議長 (恩田 稔)

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

9月末に協定書が締結で予定されていますけれども、そこに間に合うということでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

相手方には調達はできたと聞いておりますので、そこら辺は確認したいと思います。

議長 (恩田 稔)

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

ぜひお願いしたいと思います。売却金額やそういった証明書があれば、より安心して皆さんが進んでいけることだと思いますので。

また、土地の範囲でありますとか、ホテルブランド名でありますとか、この辺りの記載はいかがでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

町長の答弁にもありましたけれど、今、そこら辺を煮詰めているところでございまして、

まだ決まっておりません。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

この範囲、また、ホテルブランド名が決まってないというのは、かなりここを重点的に賛成するかどうかで悩んでいる議員も多くおられますので、どのタイミングで載るのでしょうか。これは載るのでしょうか。載らないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

一般的な常識の話からお伝えします。どのようなブランドでというお話は、通常、工事着工直前にリリースされるか、ホテルオープン直前にリリースされるのが常識であります。今回、極めて例外的に、私、先ほど申し上げましたが、もう非常に難易度マックスの町の資産でありますから、極めて例外的にホテルブランドのグループ名を出していただくことを社から御了承いただいたというところであります。ですので、今回協定書のところにそれを盛り込むかどうかにつきましては、現時点では盛り込みますということは言えませんが、私が今答弁申し上げたとおりで進行しておりますので、その辺のところにつきましては、今日、公式の記録として議事録として残るわけですから、そういったことで、御承知おきをいただければと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

私もいろいろ調べました時に、確かにこのぐらい確定的ではない状態でグループ名が出ているというニュースがほかで見付けられないぐらい、恐らくなかなか無い状況なのかなというのは思っております。それぐらい大変なことであるのと同時に、津南町にとっても本当に大事であるわけで、常識的というのはもちろんそうですが、常識的に考えて、逆に、そこら辺がはっきりされておいたほうがいいのかと思います。水源地のほうも、水源地とか土地の範囲、こういったことに関してはどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今、本当に具体的に道の幅の曲がっているところの幅一つから、非常に極めて細かい確

認作業が行われておりまして、土地の範囲については、今まさにその辺を協議させていただいています。そういったことで御承知おきいただければと思います。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

かなり時間の無いなかで大変なお仕事をされているかと思いますが、今、協議中である、と。この状況のなかで9月末の締結というのは、そのまま変わらない予定でしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

（株）津南高原開発さんとそれぞれの集落で結んでいた水源地のほうは既に確定しております、その地番と面積は私どもも把握しております。ただ、町民説明会でいろいろ意見が出されたところもありますし、湧水地で場所の特定がなかなかできないという集落のお話もあったなかで、ここら辺ではないかという話も頂いておりますから、それは今確認しているところでございます。この細かいところの部分を協定書に盛り込むかどうかは別として、水源地については売らないということは、協定書の中に盛り組めるのではないかなと思っているところでございます。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢子議員。

（2番）滝沢萌子

では、その内容が12月末までは確定的に書くことはできない、協定書の中にはこういった細かいことは書かれないという認識でよろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

何番地の何平米とかは書かれないのかなと思いますが、そこら辺につきましては、今度、契約のほうに移っていくか。当然、その土地はもう賃貸借になることは相手方も分かっておりますので、どういう盛り込み方をするかはこれからの協議になります。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

協定書なのですけれど、やっぱり法的にも力があるのかなと思いますし、大事な書類であると認識しているのですが、締結前に議会に見せていただけるといのは約束していただけるのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

協定書を結ぶ相手方がどういう考えか、まだ確認ができておりません。私どもとしては、当然、議会さんのほうには示したいと思っておりますが、そこら辺はそういう強い思いがあることは相手方には伝えたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

これで言うと、(株)イントランスさんが締結前に議会に見せるつもりはないという発言がありそうでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

この時点でその答えは用意しておりません。私どもは、そういうお話はしていきたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

ぜひ、臨時全員協議会なんかでもいいのですけれど、見せていただきたいし、そこに対して協議できる時間が欲しいと思っておりますので、御検討いただくと有り難いです。

次に行きます。町民説明会もお邪魔させていただきまして、様々な意見を私も伺って大変勉強になったところであります。そういったなかで、被った内容も多々ありましたが、町長が聞いていて、これは少し反映してみようとか、この意見はそうだなと思った発言がありましたら教えていただきたいです。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど来、申し上げておりますように、本件につきましては日本の高度成長・バブル期の不良資産処理の最難関の一つでありまして、これに町役場が立ち向かっているということは、一定の評価を頂いたものと思っておりますし、また、そのなかで、いろいろな細かな御懸念事項については当然あるかと思っておりますので、真摯にお伺いをさせてもらったというところでもあります。なかでも、「この所の崖の部分については、恐らくこれからのリゾート事業に支障がない部分であるから、この部分の崖の部分については売却範囲からここを落として見てもらえないか。」という、町役場の大先輩の皆様方のお一人の御意見について伺って、それについては、本当にそうだなと真摯に検討する必要があるなと思ったところでもあります。全体的には、もちろんこれだけの歴史的な判断を伴うものでありますので、当然、賛否両論あって然るべきであります。言いたいことを全部吐き出してもらおうということがまず第一でありましたので、いろいろな意見は出ましたけれども、全体的には町民の皆様は冷静にどうしようかとお考えになっている段階だと思っております。最大公約数的には、今後、世論の中で、いろいろ私から初めて聞くお話もあったと思っておりますので、様々な町内の場でいろいろと議論が交わされて、これから世論が形成されていくものと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

水源関係に関しては、特に知らないことも多かったり、詳しい方がいたりして、ぜひ、そういった声をどんどん取り上げていただけたらなと思っております。同時に、こういった会だと難しいのかもしれないですが、「町側も決めたことを説明に来ているだけで、こっちの言うことなんてどうせ聞かないだろう。」というような発言をされている方もおられたので、「そうじゃないんだよ。」というようなことがうまく伝わるといいなと私は思っています。理解をいただくというのはもちろんそうなのですが、皆の不安をちゃんと聞いているよというアクションも必要かなと思っております。そういう説明等々が今後まだ必要だと思いますし、地域によってはすごく反対色の強い地域もあったかと思っております。そういった所には何度か足を運んでいただけたらなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

「もう決めたことなのではないか。」というお話。それを出していただいて聴くことが私の仕事だと思っておりますので、「そうじゃないよ。」なんていうことは言う必要はなくて、皆が言いたいことを言っていいのです。そういう本当に言論の自由ですからね。言いたいことをまず言っていただくということがとても必要であって、それに対して、既にどうし

ようか決めていることもありますし、こういった策が取れますという確定的なこともあるし、「ああ、そうでしたね。」と気付いてこちらの対応を考えなければいけないという点もありますので、やはり民意の度合を得るということは、私としても非常に大事だと今回の件を通じても思ったところでもあります。御質問の件につきましては、恐らく米原集落での会場をおっしゃっているものと思いますが、あちらは初回でありましたので、集落以外の皆様も非常に多くいらっしゃいました。集落の皆様がかえって消化不良なところがありましたので、その後、集落の皆様のほうから「もう1回、町長来てくれ。」という声が上がっているやに聞いております。そういった所に対しては、もちろん何度もお伺いしてもよいですので、伺って、御説明を差し上げ、また、集落の個別の様々な課題についてお伺いしたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。ぜひ、そうしていただけるとうれしいです。

あと、ニュー・グリーンピア津南、2の1になりますか。どこに行ったのか分からなくなりました。2の1ですかね。先ほど、「決めたこともある。決め、それを説明する。」、そういった流れも非常に大切だと思いますし、リーダーシップを取って前へ進めていく力というのも非常に大事だと思うのですが、今回、一番上の土地を売るというのは、それも相手が国内資本だけではないというところに関してすごく抵抗感がある方も多いなかで、なぜそれが選ばれたのかという辺り、やっぱり納得感みたいなものがもう一步欲しいのかなと私は感じました。説明会でもそうでしたけれども、出てきたメニューが、なぜそれが選ばれたのかということに対する納得感みたいなものがもう一步欲しい、と。寿司かハンバーグなのか、食べないのかみたいな時に、寿司だけを出されると、もう片方は何だったのか、それはやっぱり考えてしまいますし、その時にやっぱりちゃんと町民側も理解したいのではないかと感じています。野沢温泉村のほうで外資の大きなホテルの件がありましたが、あちらは特殊な在り方があるのですけれど、やっぱり村民、そこに住んでいる人たちやそこで事業をされている方々がその内容を把握して、景観であるとか温泉脈に当たるとか、そういったことを懸念して彼らが止めている、協議をしている、ストップを掛けた、そういったこともあったわけです。やはり町民側もこれだけ大きいので、もう少し納得できる状況に持っていったらと思うのです。そういった上で、やはりA社・B社の内容というのは、公開できるところは公開していただいているということなのですからけれども、もう少し何かないのかなとやっぱり思ってしまいます。プラン内容、最初のほうにもありました、このアクセスの悪さですとか、老朽化しているとか、そういうのもありましたけれども、どうやってこれを再生するのだみたいなところがやっぱり大きかったと思うので、もう一步、それぞれの情報が出ないかなと思うのです。それは企業名が欲しいわけではなくて、その内容をもう少し表現として出していただけないかということなのですから、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

既に答弁でお答えをしたとおりであります。私、こういった経験を結構積んでまいりましたので、どういうふうに世論が変遷していくかというのは分かっているつもりです。1回、皆さんが思ってもみなかった取引の話聞いたと思いますので、当然、すぐにはすっと入らない方が多かったものと思います。それはすごく自然なことで、それを率直なことを言っていて非常に良かったと思います。ここから、皆さんがいろいろと情報を持ち帰ったり、自分で感じたことを踏まえて、いろいろと町中でいろいろな方と意見を交わしたりして、町全体の意見形成がされていく、そういった変遷を辿って世論が形成されてまいります。そういったことで、一度で初回でしたので、それで当然そういった反応が出て当たり前ですので、私としましては、覚悟を決めて御理解をいただけるよう努力をしていきますということでもあります。今回、そのもう一方のプランということについては、私、既に答弁でお伝えしましたが、皆さんには、比較についてお示しして、評価表についてお示ししたかと思うのですが、そして、どうしてこのプランにしたかというのは、かなり踏み込んでお話をさせていただいたはずですが、そういったところをプランとおっしゃっているのか分からないのですけれども、優先交渉権の段階という意味では、双方について完璧な状態ではなかったものです。「これからお話ししますよ。」、あるいは一方については、「ここには書いていないけれどこんなことも考えています。」というお話もありました。それはきちんと出す時にオフィシャルな情報として出してくれないとテーブルに乗りませんので、今のお話いただいた状況のなかで評価をさせていただいたところでもあります。皆さんにかなり途中のプロセスについての情報開示をさせていただきながら、大きな案件ですので、通常の行政の裁量の情報の中で判断するような情報ですけれども、議会の皆様への御説明も複数回させていただいてきた、記録としてございます。したがって、どうしてこのプランを選んだかというのは既に説明をさせていただいておりますけれども、具体的に、では、このこういった所がどうだったのかということについては私が今お伝えできますので、どうぞお聞きいただいても構いません。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

何と言ったらいいか分からないのですが、これはまた後にします。

次に行きます。水源地のほうを先にさせてください。3分になってしまいました。明確な場所が分からない、大体分かっているのでその辺をざっくり守りましょう、であるとか、あとは、これは町全体に係ることということで、足並が単独的なことだというふうなニュアンスで受け取ったのですが、やはり3月議会からも言ってまいりましたが、本当に時間が掛かることではあると思っています。A社のプランのほうですが、エリア開発というものも書かれておりましたし、多分、子ども向けコンテンツとか遊び場であるとかとい

うのを考えてくと、かなり広い敷地を使った何かというのもあり得るのではないかなというの也被えられるなというのがあります。グリーンピア三木とかボールでゴロゴロ転がすアトラクションなんかを造って売れたりしてはいましたけれど、ああいうものをいざやってみようではないかとなれば、ある程度の木は切らなければいけないのかなとか。それがどうなのか分かりませんが、そういったプランも無い状態ということなのではすけれども、土地がかなり広いわけで、広く森があつて、あるということはそこにやっぱり水が大量にあるということとして、本当に貴重な場所だと思つています。先日、うもれあにも行きましたけれど、3万年前の石器が出てくるようなかなり特殊な場所で、縄文時代は赤ちゃんが10人生まれて5人死ぬ、そういったなかで命をつないできて、今ここにいる津南町の人間が我々なのです。その我々が今、あの土地をどうしようという状態になっているわけなのです。先ほど、町長からもありましたが、最難関だと。もう町を超えているすごく大きなことだということなので。それが土地だけではなく、ニュー・グリーンピア津南にかかつてきてしまうことなので、何月までだとか、いつまでとかを逆に考えずに、長い目で慌てずにこれを進めるということは考えられないでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

町といたしましては、慌てていませんで、着々とやるべき課題を整理しながら、今もなおも不動産のプロでも難しいこの仕事、また、難易度は最大級です。今もそういったことで、落ち着いて進めさせていただいているところです。土地を提供した、反里口、中深見、秋成の皆様、土地をまとめる時に、私の親族がまとめの役の1人となりまして、あの時に非常に皆が期待をして、苦勞をして話をまとめました。当時は、田中角栄さんの本当に全盛期でありましたので、「第二の軽井沢にする。」と、そう公言していたのを皆が覚えています。それが今日、このようになってきている。まさに町役場では通常の仕事のレベルを超える非常に難しいプロジェクトになってきているということですのでございますから、かなり慎重に、そして、県知事さんのお力もお借りさせてもらったり、また、国の力、そもそもこれは国のものでしたよねということのなかで、国にもお力添えを当然いただくべきことかと思つますので、そちらとの情報連携も既にさせていただきながら、(株)イントランス様とサヴィルズ・ジャパン(株)様と弁護士など、様々なそういった関係者も含めて、総力でじっくり話を煮詰めているところであります。

議長（恩田 稔）

以上で本日の一般質問を終結いたします。

議長（恩田 稔）

以上で本日の日程は全て議了いたしました。

明日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

— (午後 3 時 58 分) —